

浪江町こども計画

[令和7～11年度]

(素案)

令和7年3月

浪 江 町

目次

第1章 計画の目指す方向	1
1. 計画策定の目的	1
2. 計画の概要	2
第2章 浪江町の現状	3
1. 人口・世帯数の推移	3
2. 出生状況	5
3. こどもを取り巻く状況	6
4. 町内における子育て環境の状況	8
5. 子育てに関するニーズ調査による子育ての状況	10
第3章 基本方向	25
1. 基本とする考え方	25
2. 計画の基本理念	25
3. 基本目標	26
4. 計画を推進するための視点	28
5. 施策体系	29
第4章 基本計画	30
基本目標1：こどもたちがのびのびと成長できる環境をつくる	30
基本目標2：子育て家庭が安心して子育てができるように支援する	39
基本目標3：地域とともに子育てしやすい環境をつくる	47
基本目標4：困難や課題を有するこども・若者を支援する	49
第5章 第3期子ども・子育て支援事業計画	58
1. 子ども・子育て支援事業計画の概要	58
2. 教育・保育の提供区域の設定	58
3. 子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制	59
第6章 計画の推進に向けて	65
1. 地域全体での子育て支援・こどもの育成支援	65
2. 計画の実施状況について	65
3. 社会・経済情勢や財政状況への的確かつ柔軟な対応	65
4. 計画の進行管理について	65
資料編	66
1. 浪江町こども計画策定委員会設置要綱	66
2. 委員名簿	67
3. 策定経過	67

第1章 計画の目指す方向

1. 計画策定の目的

わが国は、人口減少、少子高齢化が進んでおり、年少人口、生産年齢人口の減少と老年人口の増加が続いています。出生数も減少しており、令和5年に73万人を下回り、コロナ禍を経て人口減少が一段と進んでいます。合計特殊出生率も低下しており、令和5年は1.20となっています。このような現状から、国は令和3年12月に「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」を決定し、こどもの視点でこどもの意見を聞き、常にこどもの最善の利益を第一に考え、こどもに対する取組・政策をわが国社会のまんなかに位置づけて（「こどもまんなか社会」）、こどもの権利を保障し、こどもを誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しすることとしています。

令和5年4月にはこども家庭庁が発足し、同年12月にこども施策の基本的な方針等を定めた「こども大綱」が閣議決定されました。こども大綱では、すべてのこども・若者が生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人として等しく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等に関わらず、等しくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会を目指しています。

一方で、こども・若者を取り巻く環境は大きく変化しており、様々な困難や新たな課題に対応できずに、生きづらさを抱えたこども・若者が増えているといわれており、コロナ禍も影響し、様々な課題が深刻化・長期化しています。

本町は、東日本大震災及び福島第一原子力発電所の事故により、全町避難という極めて厳しい経験を経て、平成29年3月31日に一部地域の避難指示が解除されました。こどもたちの多くは、今も全国各地で生活している状況にありますが、町内で生まれ育っているこどももいます。平成30年4月には、町内に町立認定こども園及び小・中学校が開園・開校され、その後はこども園を増築し、受け入れ人数を増加しました。また、令和4年には屋内アスレチック施設を開館し、町内の子育て環境の整備を進めているところです。

浪江町の次代を担うこどもたちが健やかにのびのびと育っていくために、すべてのこどもと子育ての段階に応じた支援の総合的な取組を推進するため、本計画を策定します。

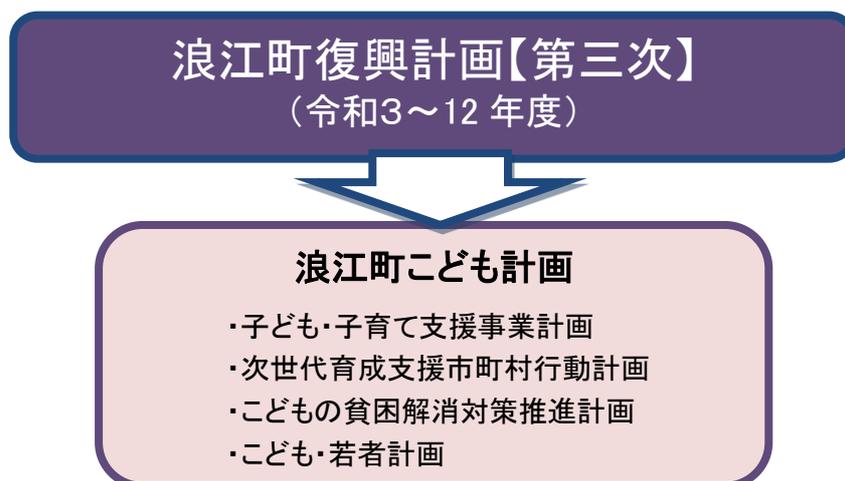
2. 計画の概要

(1) 計画の位置づけ

本計画は、こども基本法で市町村の努力義務とされている「市町村こども計画」に位置づけるとともに、子ども・子育て支援法に基づく「子ども・子育て支援事業計画」、次世代育成支援対策推進法に基づく「次世代育成支援市町村行動計画」、こどもの貧困の解消に向けた対策推進法に基づく「こどもの貧困解消対策推進計画」及び子ども・若者育成支援推進法に基づく「こども・若者計画」を内包した、こども施策の総合的な計画と位置づけます。

また、本計画は町の復興計画のもとに推進するものであり、本計画の策定及び実施にあたっては、計画内容の点検・見直しを行いながら、「浪江町復興計画【第三次】」に基づき、教育振興、障がい児支援、健康増進等の関連分野の施策との調和を図ります。

本計画の位置づけ



(2) 計画の対象

本計画は、すべてのこどもとその家庭、地域、事業所、行政等すべての個人及び団体が対象となります。

こども基本法では、「こども」を年齢で区切ることなく、“心身の発達の過程にある者”と定義されています。これを踏まえ、本計画の対象はこども（18歳未満）及び若者（概ね30歳まで、取組によっては39歳までを含む）を範囲とします。なお、子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業のサービス対象者は、主に小学生以下の児童（取組によっては18歳未満）とその家族となります。

(3) 計画の期間

計画期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。なお、第3期子ども・子育て支援事業計画に示す施策・事業等について、定期的に点検をしながら推進します。

第2章 浪江町の現状

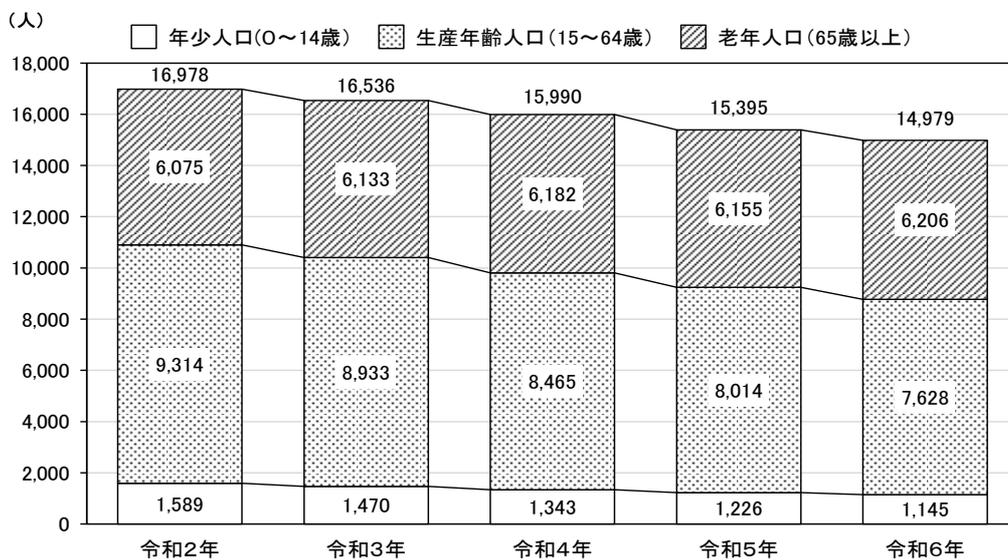
1. 人口・世帯数の推移

(1) 人口動向

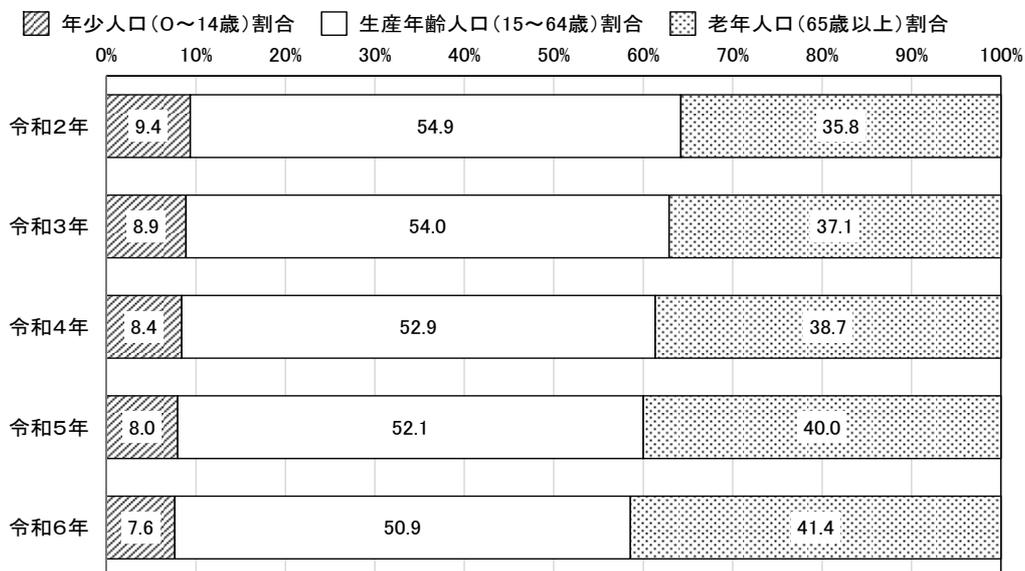
総人口は、令和2年の16,978人から令和6年は14,979人と、約11.8%減少しています。年少人口は令和6年に1,200人台を下回り、1,145人となっています。

人口構成は、年少人口割合が令和6年に8%台を下回り7.6%となっています。

人口の推移(各年4月1日現在)



人口構成(各年4月1日現在)

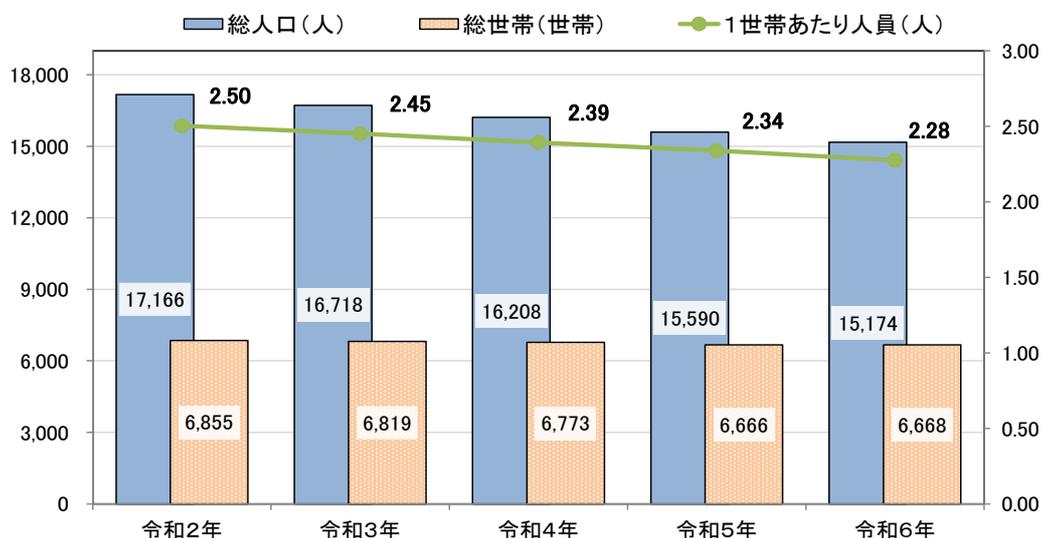


出典:住民基本台帳

(2) 世帯数

世帯数は、令和5年は6,666世帯、令和6年は6,668世帯と同程度となっています。
1世帯あたり人員は減少傾向で、令和6年は2.28人となっています。

世帯数の推移(各年1月1日現在)



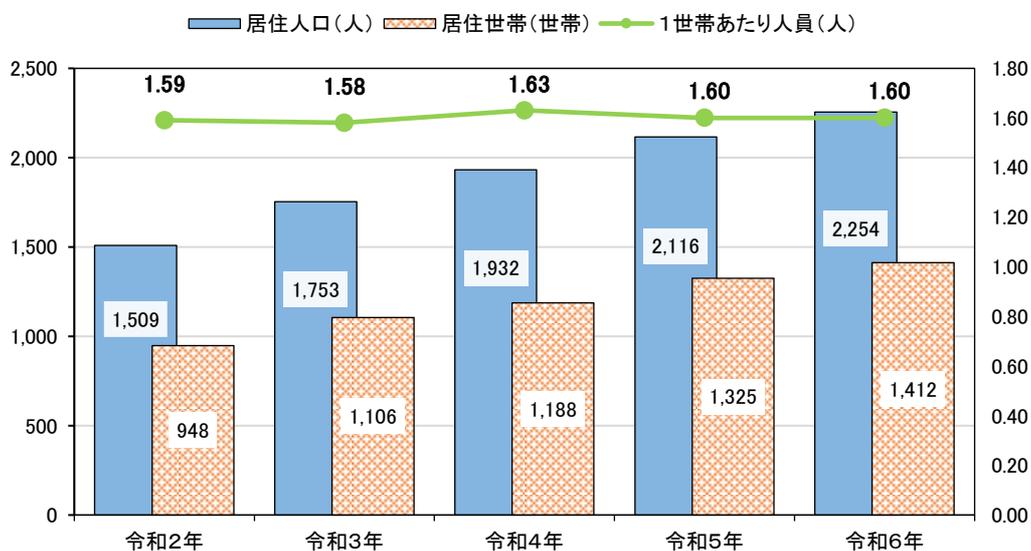
出典:総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」

(3) 町内の居住人口・世帯数

町内の居住者は、令和2年10月末で1,509人、令和6年10月末では2,254人に増加しています。

町内の居住人口と世帯数は増加しており、1世帯あたり人員は令和6年10月末では1.60人となっています。

町内の人口・世帯数の推移(各年10月末日現在)



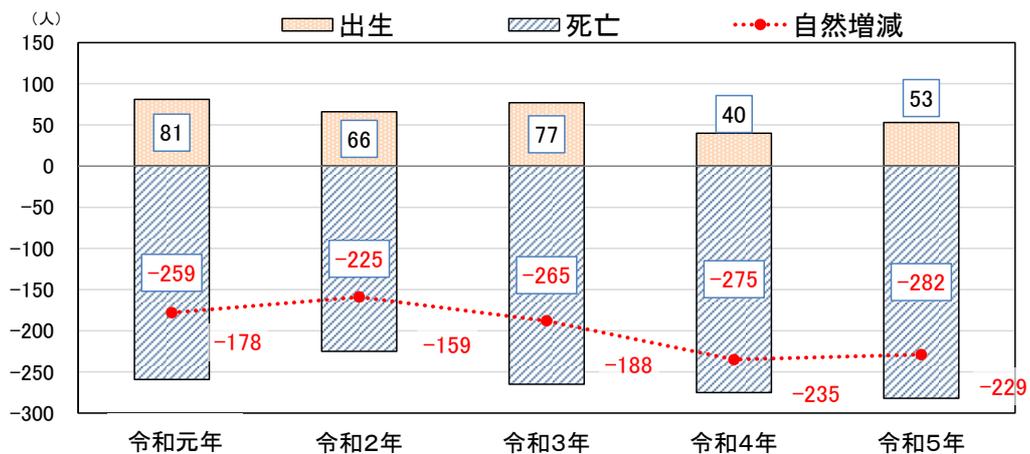
出典:町総務課

2. 出生状況

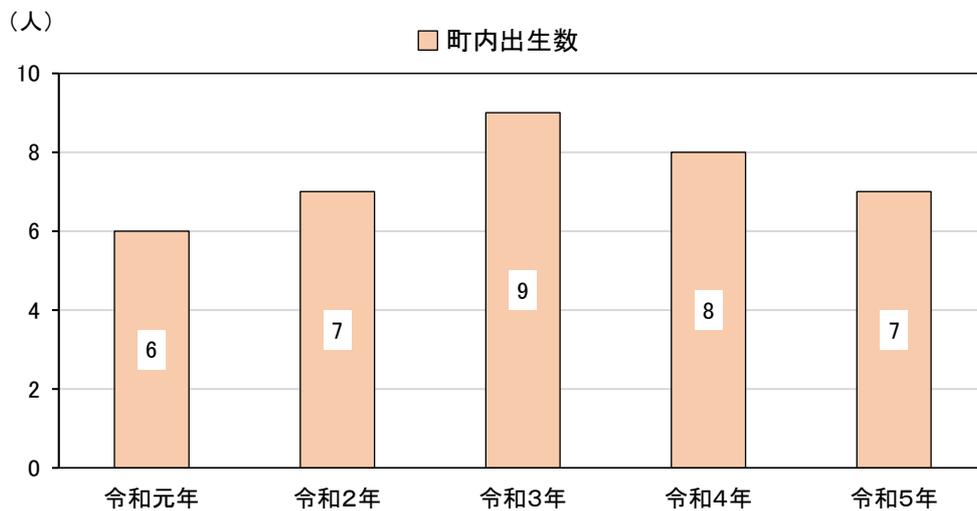
令和元年から令和3年までの年間出生数が60人台後半から80人程度で平均75人でしたが、令和4年は40人、令和5年は53人となっています。死亡数は年間250人前後で推移しており、令和4年は275人、令和5年は282人となっています。

町内の出生数は令和3年まで増加傾向でしたが、令和5年には7人となっています。

自然動態(各年1月1日～12月31日)



出典: 総務省人口動態調査



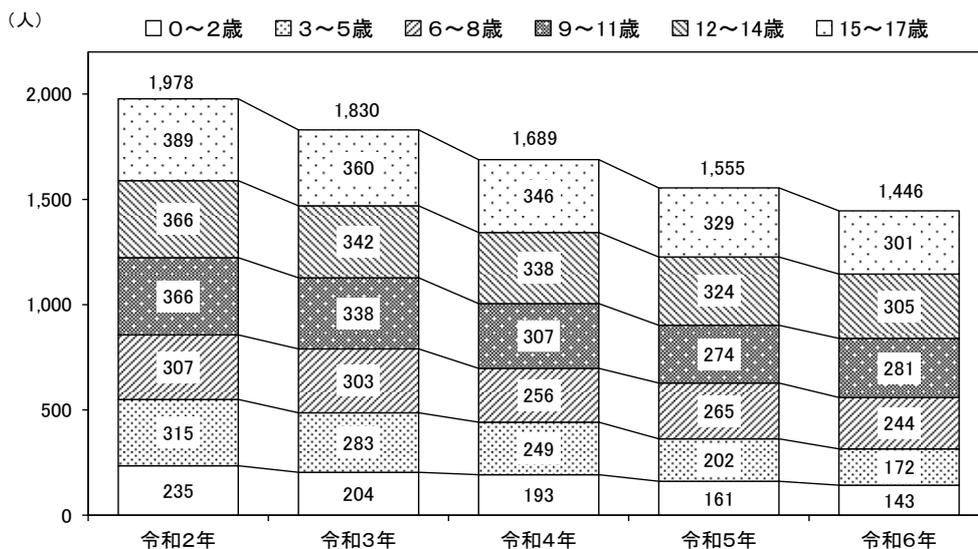
出典: 町健康保険課

3. こどもを取り巻く状況

(1) 18歳未満人口

18歳未満人口は、令和2年の1,978人から令和6年は1,446人と26.9%減少しています。令和2年と令和6年のこども数を年代別でみると、3～5歳は315人から172人と45.4%減少し、0～2歳は235人から143人と39.1%の減少となっています。

18歳未満人口の推移(各年4月1日現在)

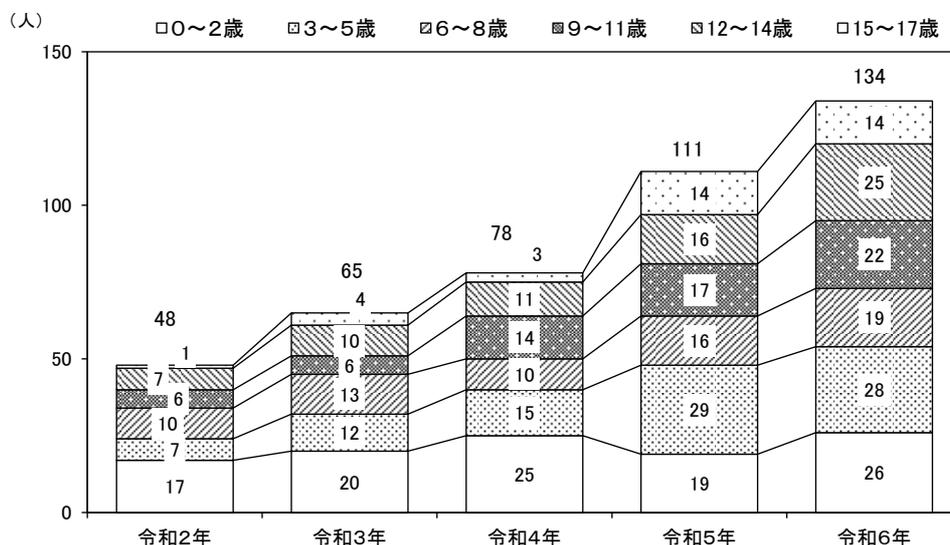


出典: 住民基本台帳

(2) 町内の18歳未満人口

町内の18歳未満人口は、令和2年の48人から令和6年の134人と79.1%増加しています。令和2年と令和6年のこども数を年代別でみると、3～5歳は7人から28人と75.0%増加し、0～2歳は17人から26人と34.6%増加となっています。

町内の18歳未満人口の推移(各年10月末日現在)



出典: 町総務課

(3) こどもの居住状況

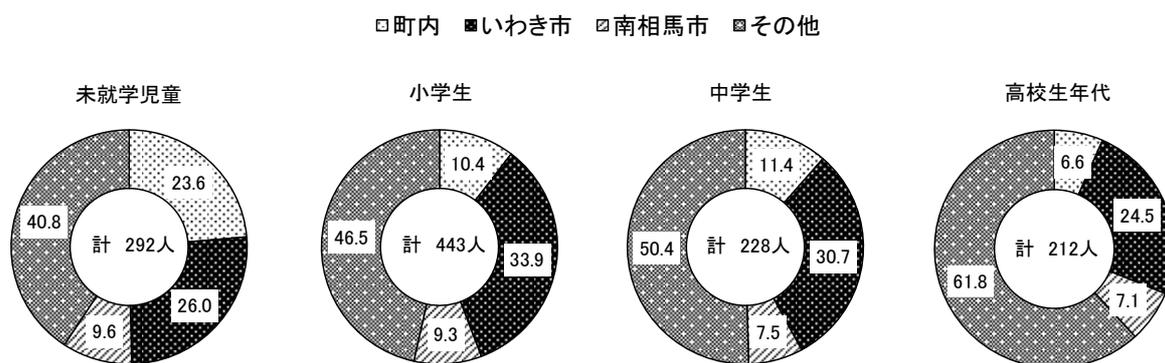
令和6年10月末現在のこどもの居住状況は、町内や県内で暮らすこどもが82.4%、県外で生活しているこどもが17.6%となっています。

県内に居住するこどもはいわき市が348人と最も多く、町内に居住するこどもは155人となっており、特に未就学児童が多くなっています。

こどもの居住状況(令和6年10月末現在)

【県内】

(%)



(人)

	県内				計	県外				合計
	町内	いわき市	南相馬市	その他		茨城県	宮城県	その他	計	
未就学児童	69	76	28	119	292	11	9	21	41	333
小学生	46	150	41	206	443	16	6	40	62	505
中学生	26	70	17	115	228	18	8	42	68	296
高校生年代	14	52	15	131	212	9	6	62	77	289
合計	155	348	101	571	1,175	54	29	165	248	1,423

出典:住民基本台帳

4. 町内における子育て環境の状況

(1) こども園の状況

平成29年3月31日に避難指示の一部が解除されたことから、平成30年4月に幼保連携型認定こども園「町立浪江にじいろこども園」を開園しており、近年は園児が増加しています。令和6年4月1日現在、52人が通園しています。

町立浪江にじいろこども園在園児数(各年4月1日現在)

年齢	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
在園児数	27	32	43	52

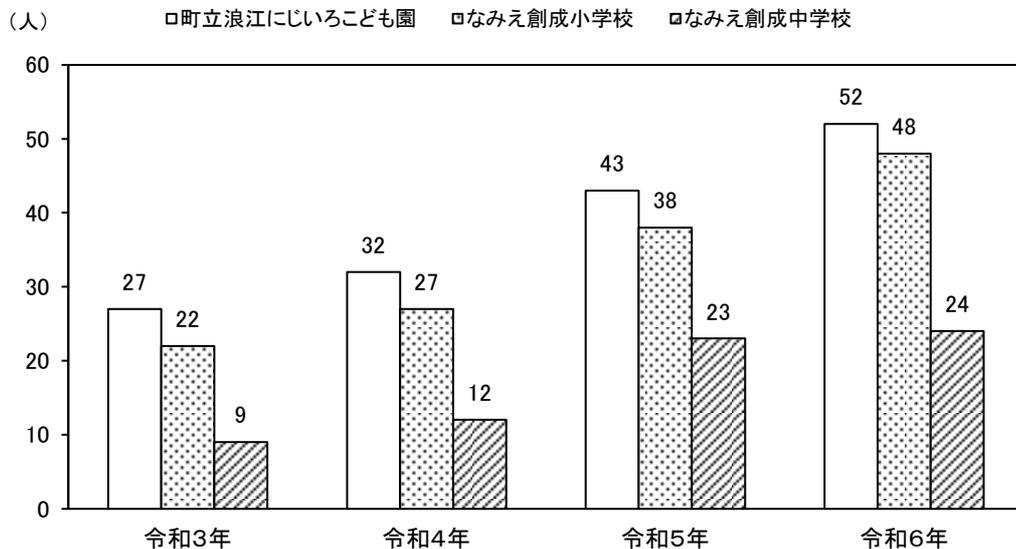
(2) 小・中学校の状況

平成30年4月に「町立なみえ創成小・中学校」を開校しており、近年は小学生が増加、中学生が微増しており、令和6年4月1日現在小学校に48人、中学校に24人が通学しています。

町立なみえ創成小学校・中学校在校数(各年4月1日現在)

	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
なみえ創成小学校	22	27	38	48
なみえ創成中学校	9	12	23	24

こども園・小・中学校の児童数の推移



(3) こどものいる世帯の状況

令和2年の国勢調査では、町内の18歳未満のこどものいる世帯は32世帯で、核家族世帯が多くなっています。

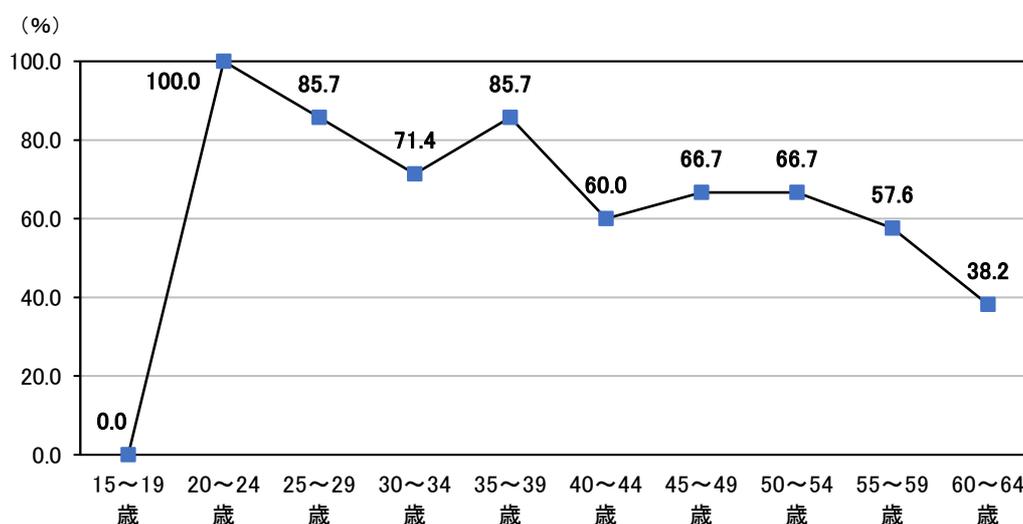
町内の配偶者のいる女性の就業率は、20・30歳代は高く、20～24歳は100.0%、25～29歳は85.7%、30～34歳は71.4%となりますが、35～39歳は85.7%に上昇しています。

18歳未満のこどものいる世帯の構成(令和2年)

世帯数総数	核家族世帯	核家族以外世帯
32世帯	25世帯	7世帯

出典:国勢調査

配偶者のいる女性の就業率(令和2年)



出典:国勢調査

5. 子育てに関するニーズ調査による子育ての状況

本計画の策定にあたり、すべての子どもと子育て家庭に対する支援を図るため、浪江町の小学生以下の子育て家庭、小学校高学年、中高生本人と中高生の子どもがいる世帯の実態・要望等を把握するため、令和5年3月に郵送により調査を実施しました。

配布回収状況

	配布数(件)		回収数(件)		回収率(%)	
	全体	うち町内	全体	うち町内	全体	うち町内
児童・生徒(0~18歳)の保護者	1,103	118	207	31	18.8	26.2
小学5・6年生・中高生 子ども本人	818	49	105	12	12.8	24.4

(1) 保護者の就労状況

○母親の就労状況

【全体】

小学生以下児童の母親では、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が32.2%、「フルタイムで就労しており、現在、産休・育休・介護休業中ではない」が30.5%、「パート・アルバイトなどで就労しており、現在、産休・育休・介護休業中ではない」が21.2%となっています。

中高生等の母親では、「働いていない」が32.6%と最も多く、「パート・アルバイト等」が27.0%、「正社員・正規職員・会社役員」が20.2%となっています。

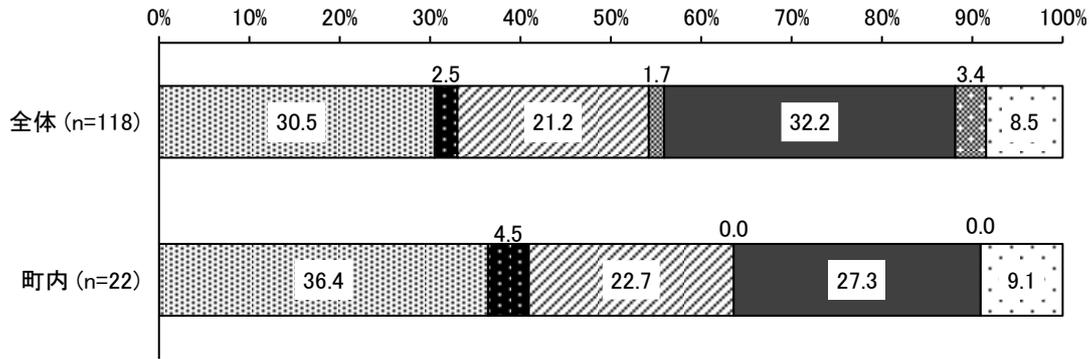
【町内】

町内居住の小学生以下児童の母親では、「フルタイムで就労しており、現在、産休・育休・介護休業中ではない」が36.4%、「パート・アルバイトなどで就労しているが、現在は産休・育休・介護休業中である」が27.3%、「パート・アルバイトなどで就労しており、現在、産休・育休・介護休業中ではない」が22.7%と、全体よりも就業している回答が多くみられます。

中高生等の母親では、「働いていない」が44.4%と最も多く、「正社員・正規職員・会社役員」が33.3%となっています。

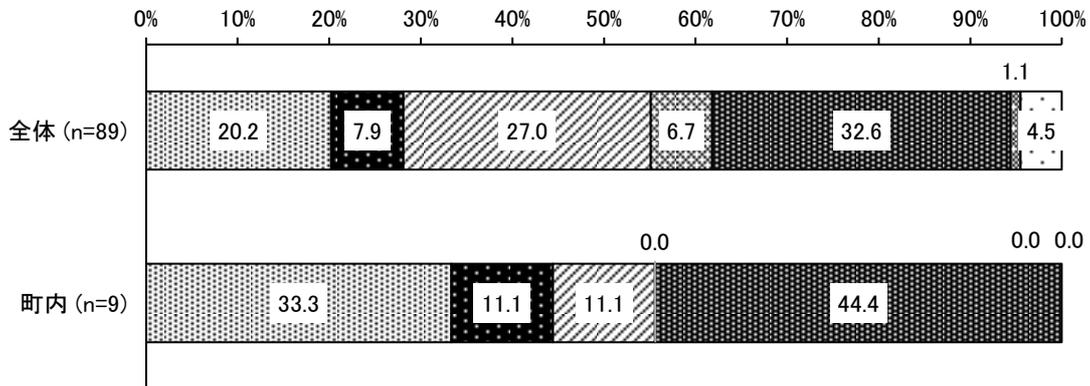
小学生以下児童の保護者 就労状況「母親」

- フルタイムで就労しており、現在、産休・育休・介護休業中ではない
- フルタイムで就労しているが、現在は産休・育休・介護休業中である
- パート・アルバイトなどで就労しており、現在、産休・育休・介護休業中ではない
- パート・アルバイトなどで就労しているが、現在は産休・育休・介護休業中である
- 以前は就労していたが、現在は就労していない
- これまで就労したことがない
- 無回答



中高生等の保護者 就労状況「母親」

- 正社員・正規職員・会社役員 ■嘱託・契約社員・派遣社員 □パート・アルバイト等
- 自営業 ■働いていない ■わからない
- 無回答



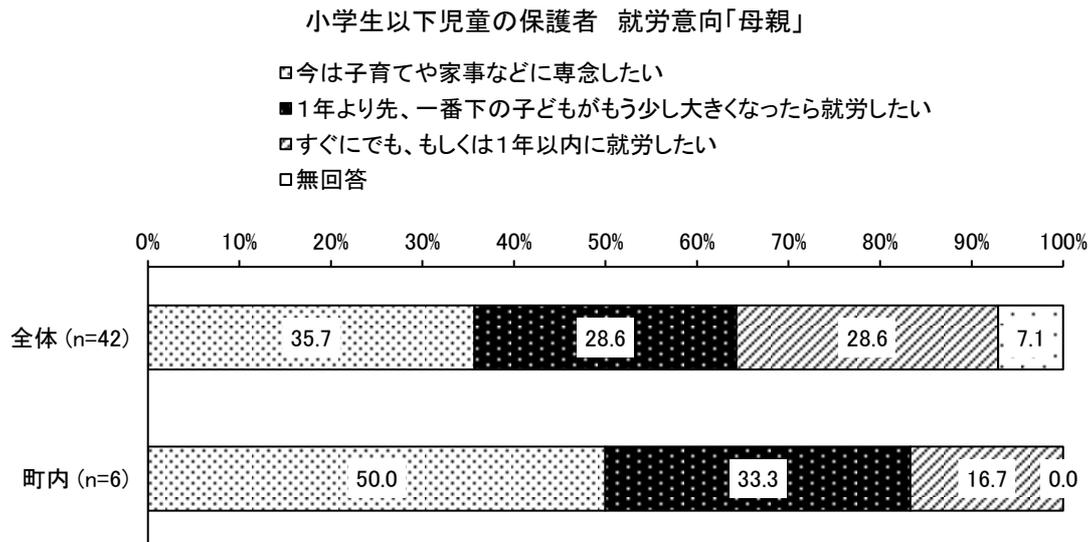
○未就労の母親の就労意向

【全体】

現在未就労の小学生以下児童の母親では、「今は子育てや家事などに専念したい」が35.7%となっています。

【町内】

町内居住の小学生以下児童の母親では、「今は子育てや家事などに専念したい」が50.0%となっています。



(2) 定期的に利用している教育・保育施設

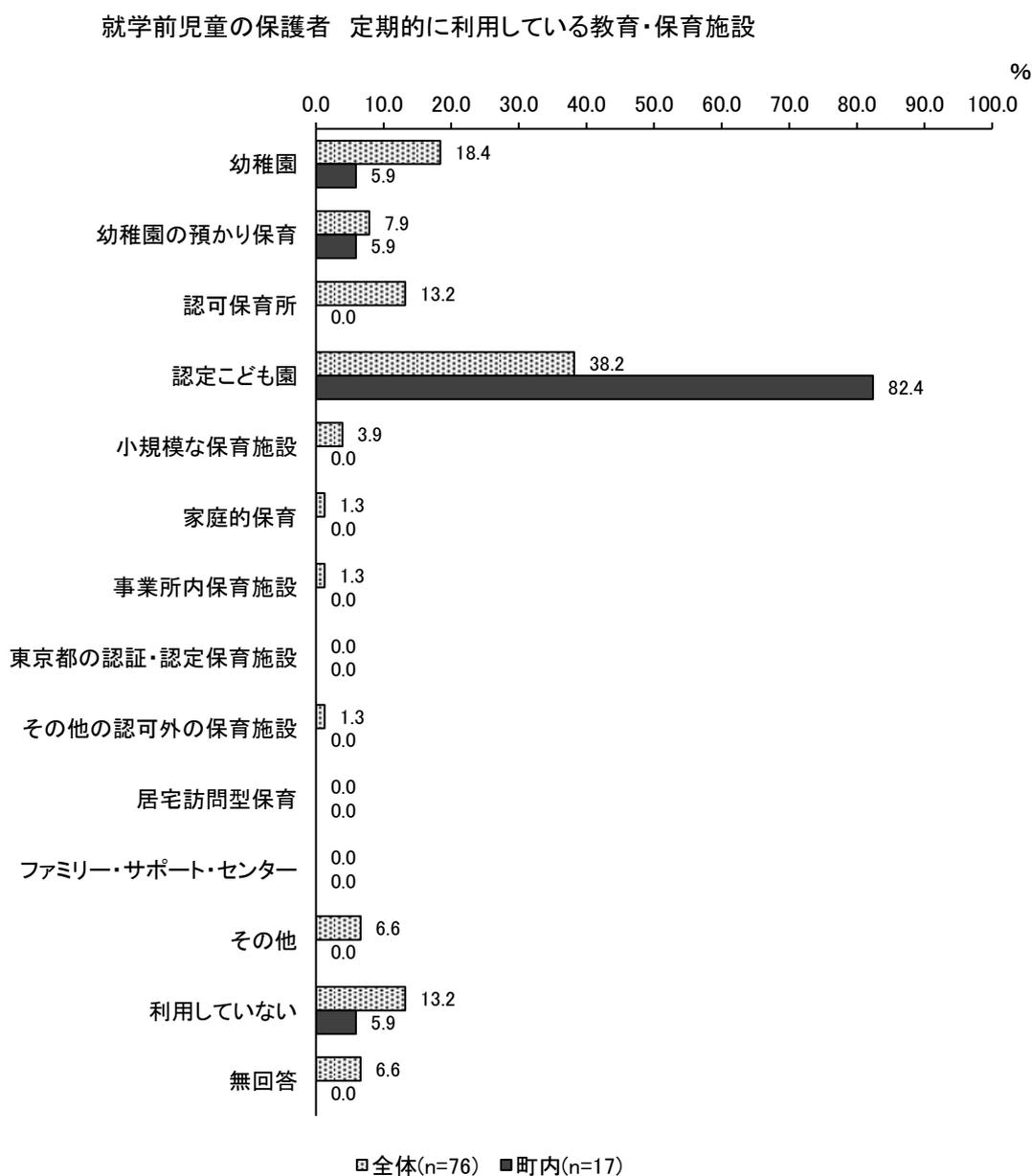
○定期的に利用している教育・保育施設

【全体】

就学前児童の保護者では、「認定こども園」が38.2%と最も多く、「幼稚園」が18.4%、「認可保育所」と「利用していない」がともに13.2%となっています。

【町内】

町内居住の就学前児童の保護者では、「認定こども園」が82.4%と最も多く、「幼稚園」と「幼稚園の預かり保育」と「利用していない」がともに5.9%となっています。



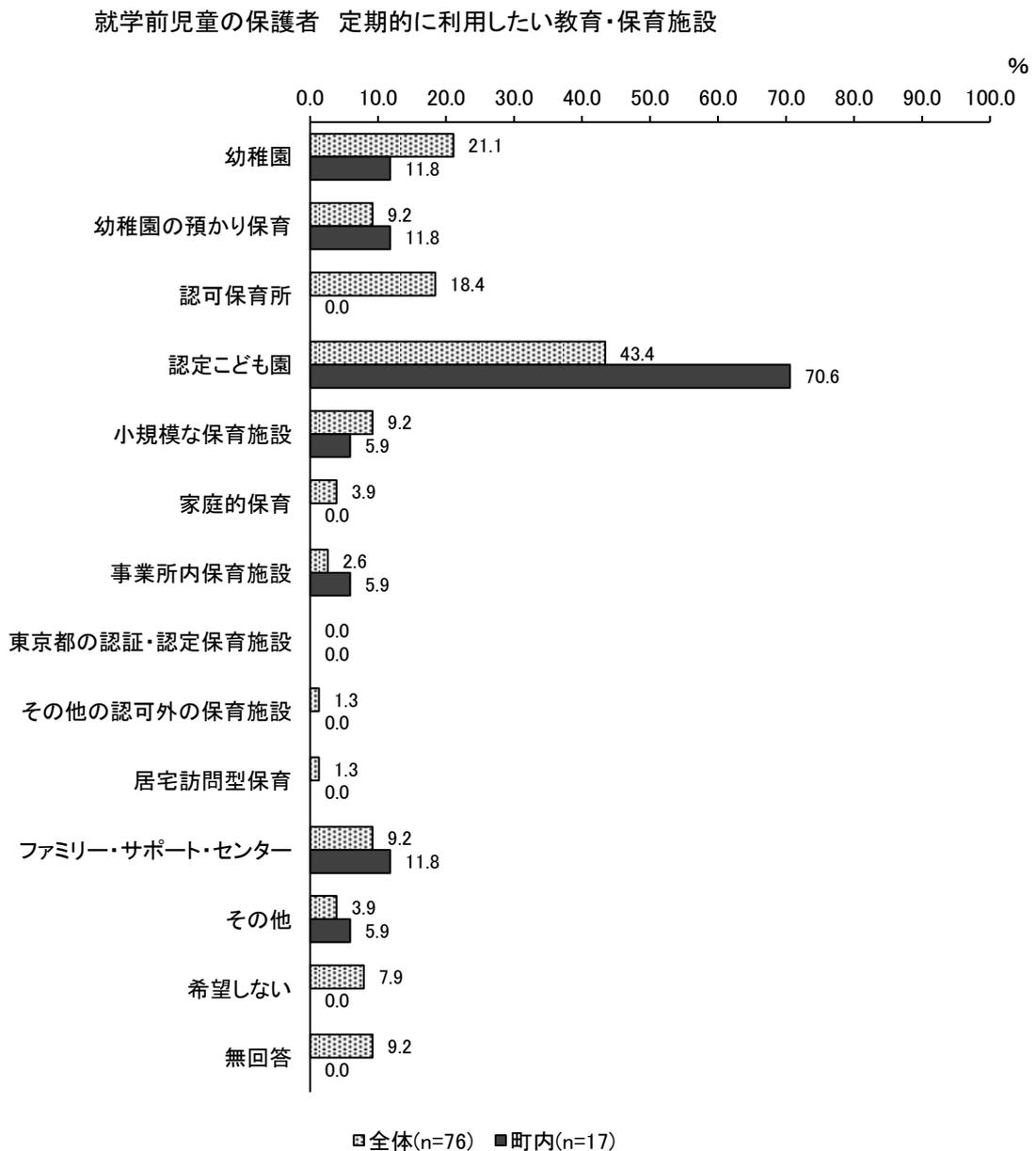
○今後定期的に利用したい教育・保育施設

【全体】

就学前児童の保護者では、「認定こども園」が43.4%と最も多く、「幼稚園」が21.1%、「認可保育所」が18.4%となっています。

【町内】

町内居住の就学前児童の保護者では、「認定こども園」が70.6%と最も多く、「幼稚園」と「幼稚園の預かり保育」と「ファミリー・サポート・センター」がともに11.8%となっています。



(3) 子育て支援の状況

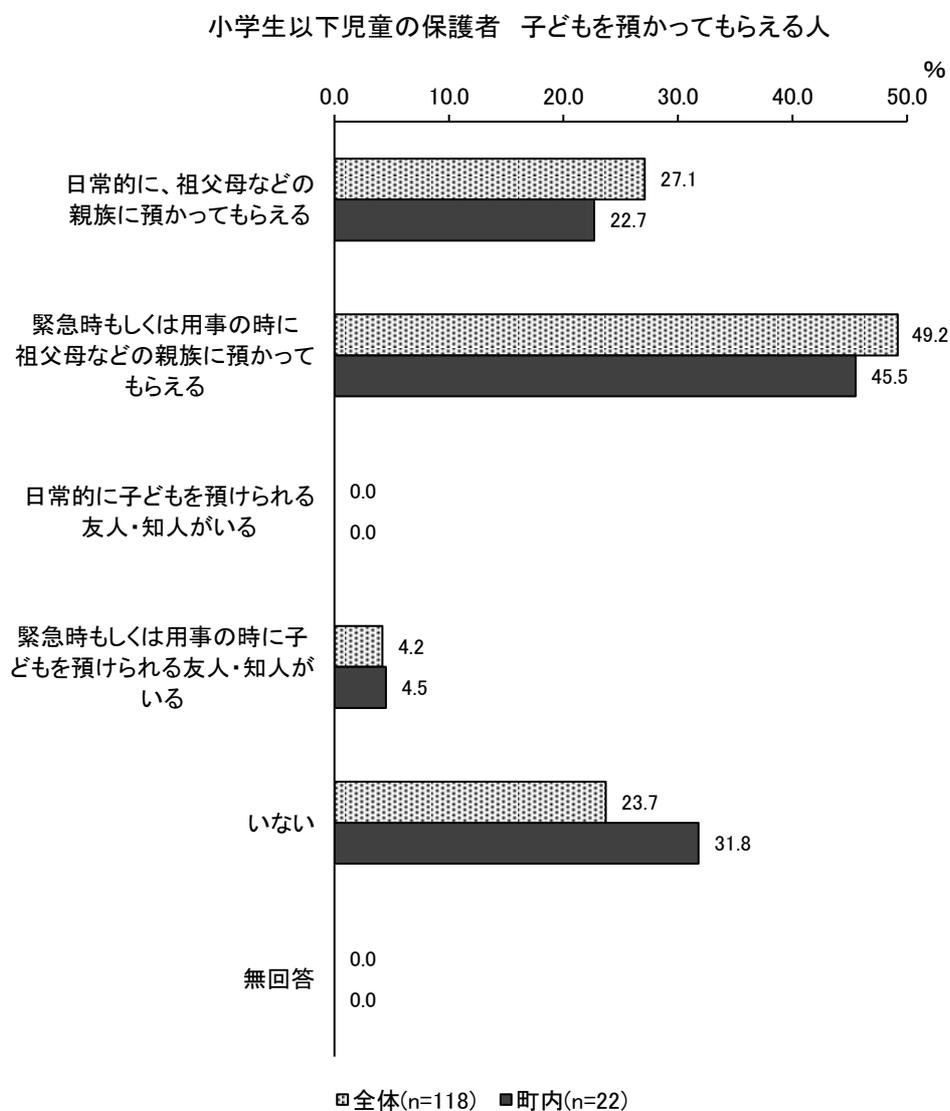
○こどもを預かってもらえる人

【全体】

小学生以下児童の保護者では、「緊急時もしくは用事の際に祖父母などの親族に預かってもらえる」が49.2%と最も多いものの、「いない」が全体で23.7%となっています。

【町内】

町内居住の小学生以下児童の保護者では、「緊急時もしくは用事の際に祖父母などの親族に預かってもらえる」が45.5%と最も多いものの、「いない」が31.8%とやや多くなっています。



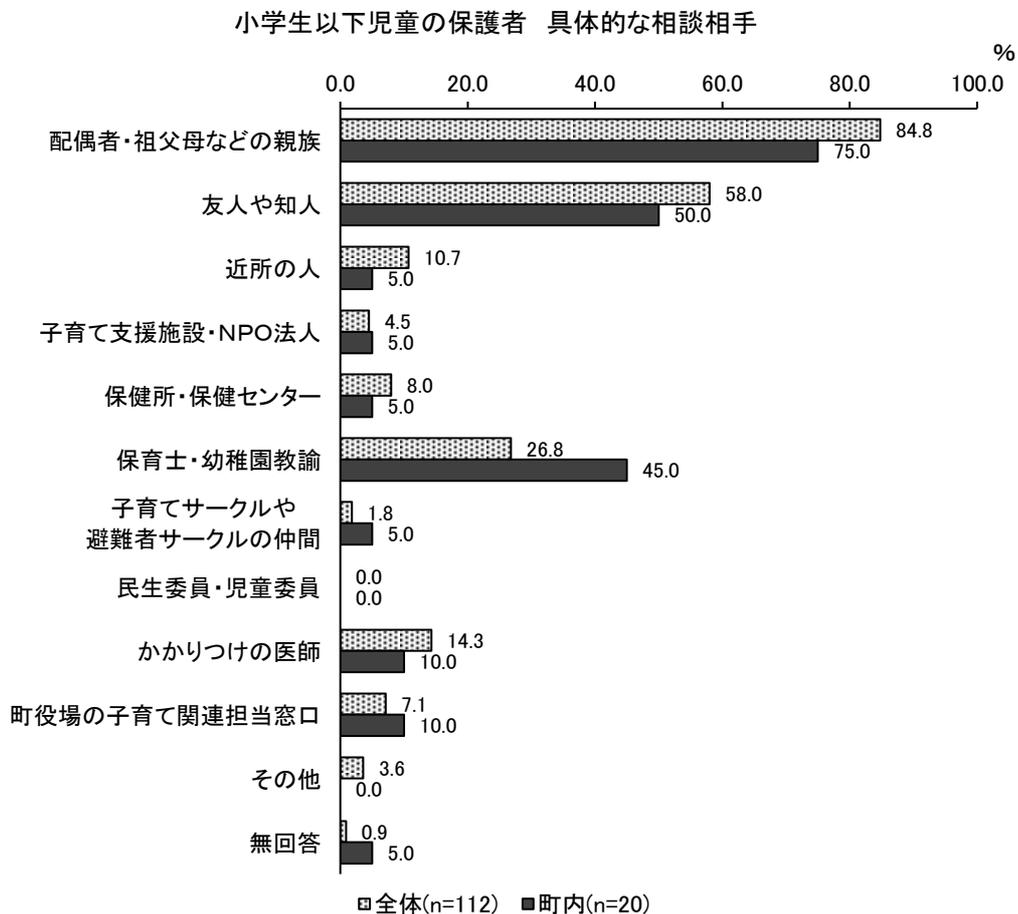
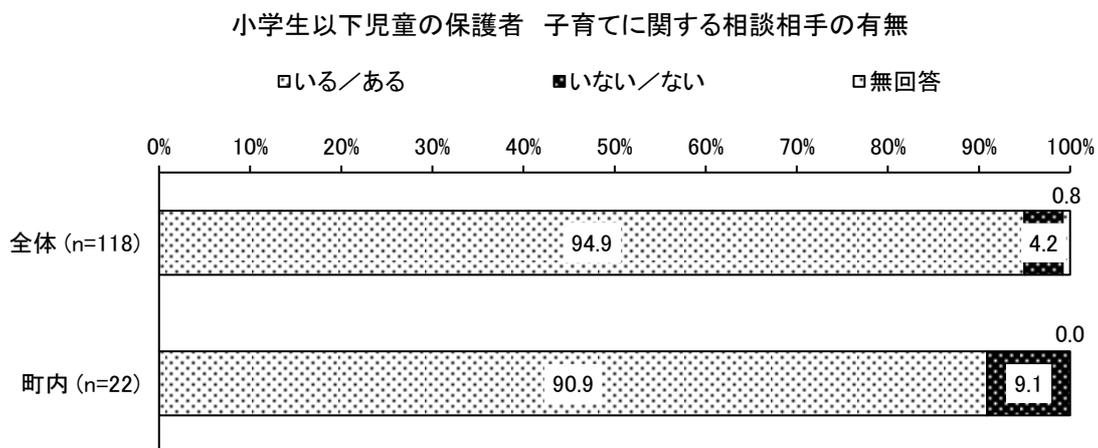
○子育てに関する相談をする人

【全体】

小学生以下児童の保護者では、90%以上が子育ての相談をする人がいると回答しています。具体的な相談相手としては、「配偶者・祖父母などの親族」が84.8%と最も多く、「友人や知人」が58.0%、「保育士・幼稚園教諭」が26.8%となっています。

【町内】

町内居住の小学生以下児童の保護者でも、90%以上が子育ての相談をする人がいると回答しています。具体的な相談相手としては、「配偶者・祖父母などの親族」が75.0%と最も多く、「友人や知人」が50.0%、「保育士・幼稚園教諭」が45.0%とやや多くなっています。



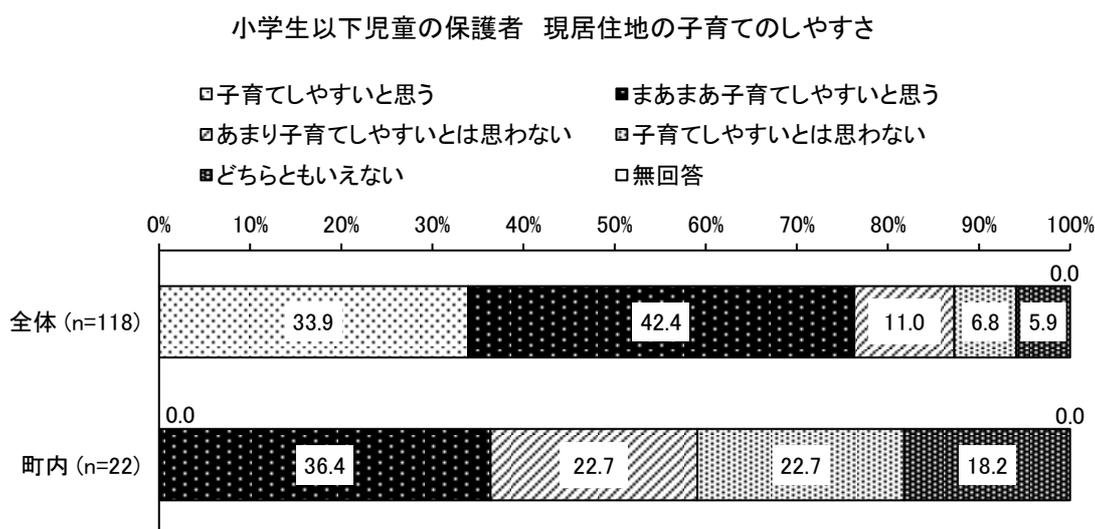
○子育てのしやすさ

【全体】

小学生以下児童の保護者では、76.3%が「子育てしやすい」（「子育てしやすいと思う」と「まあまあ子育てしやすいと思う」の合計）と回答しています。

【町内】

町内居住の小学生以下児童の保護者では、「まあまあ子育てしやすいと思う」が36.4%、「子育てしやすいと思わない」（「あまり子育てしやすいと思わない」と「子育てしやすいとは思わない」の合計）が45.4%となっています。



○現在利用しているものも含め、今後利用したい子育て支援事業

【全体】

就学前児童の保護者では、「利用希望なし」が25.0%と最も多く、「一時預かり（平日・土日祝・冠婚葬祭等）」と「病児・病後児保育」がともに18.4%となっています。

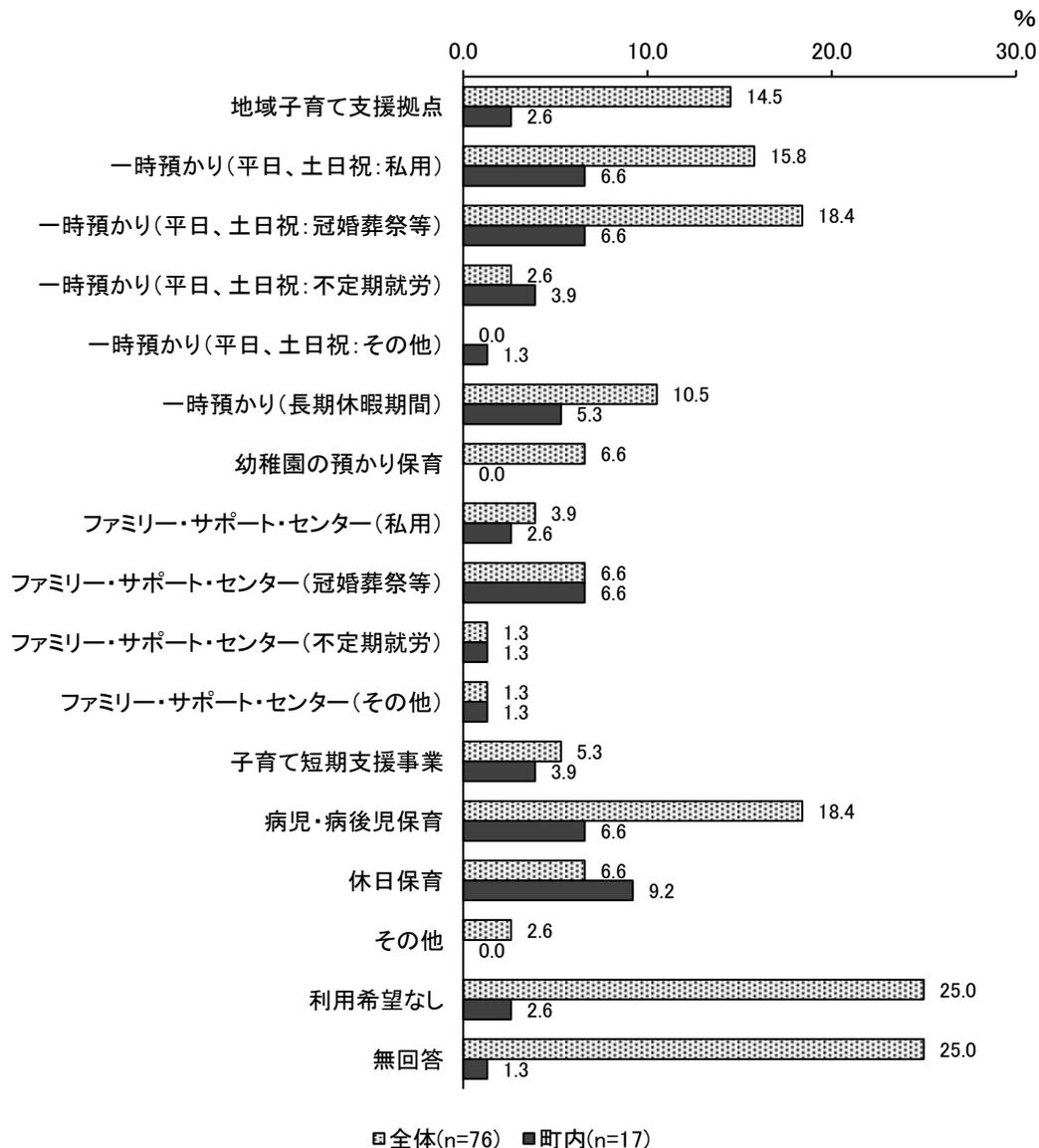
小学生児童保護者では、「利用希望なし」が57.4%と最も多く、「その他」が6.4%、「ファミリー・サポート・センター（冠婚葬祭等）」が4.3%となっています。

【町内】

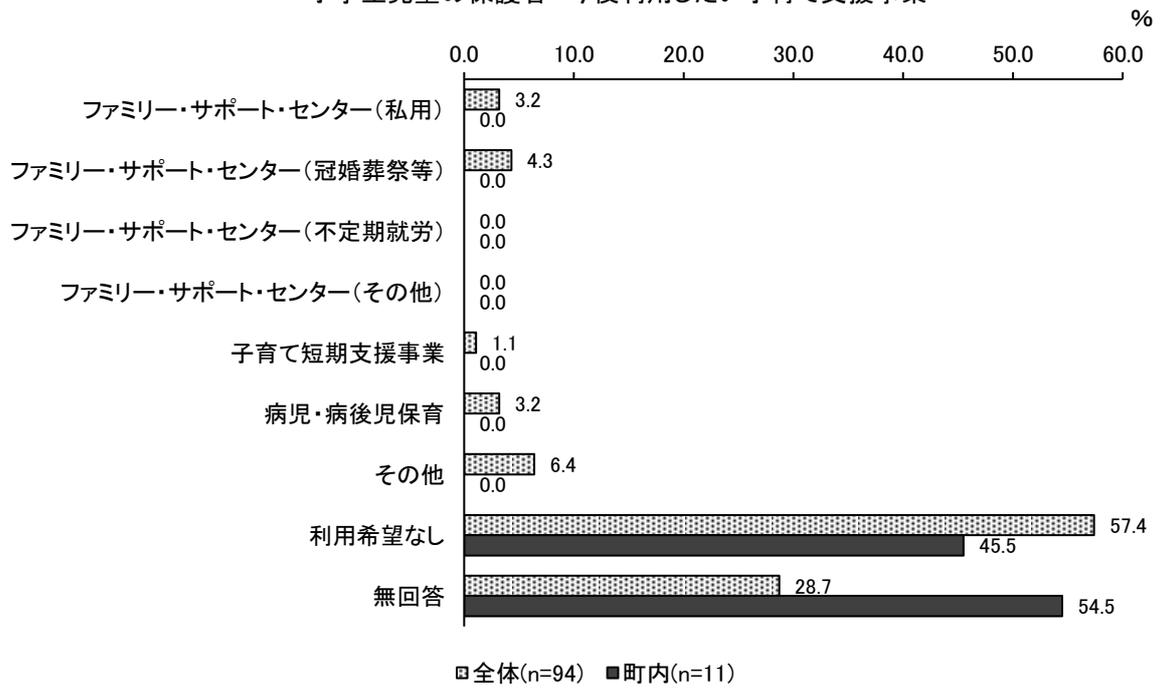
町内居住の就学前児童の保護者では、「休日保育」が9.2%と最も多く、「一時預かり（平日、土日祝：私用）」と「一時預かり（平日、土日祝：その他）」と「ファミリー・サポート・センター（冠婚葬祭等）」と「病児・病後児保育」がともに6.6%となっています。

町内居住の小学生児童の保護者では、「利用希望なし」が45.5%となっています。

就学前児童の保護者 今後利用したい子育て支援事業



小学生児童の保護者 今後利用したい子育て支援事業



(4) 小学生の放課後の過ごし方

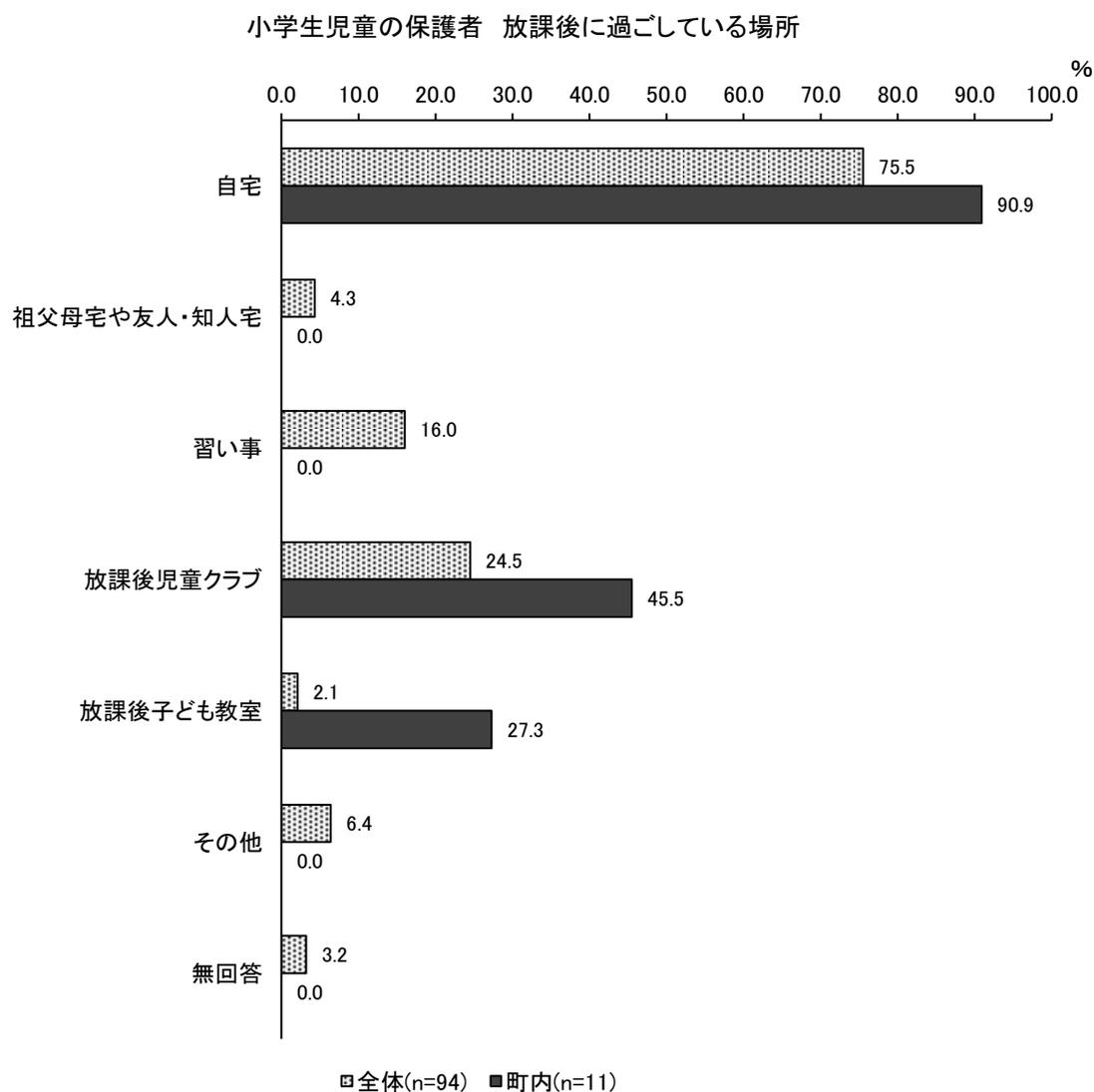
○放課後に過ごしている場所

【全体】

小学生児童の保護者では、「自宅」が75.5%と最も多く、「放課後児童クラブ」が24.5%、「習い事」が16.0%となっています

【町内】

町内居住の小学生児童の保護者では、「自宅」が90.9%と最も多く、「放課後児童クラブ」が45.5%となっています。



○今後の放課後児童クラブの利用希望

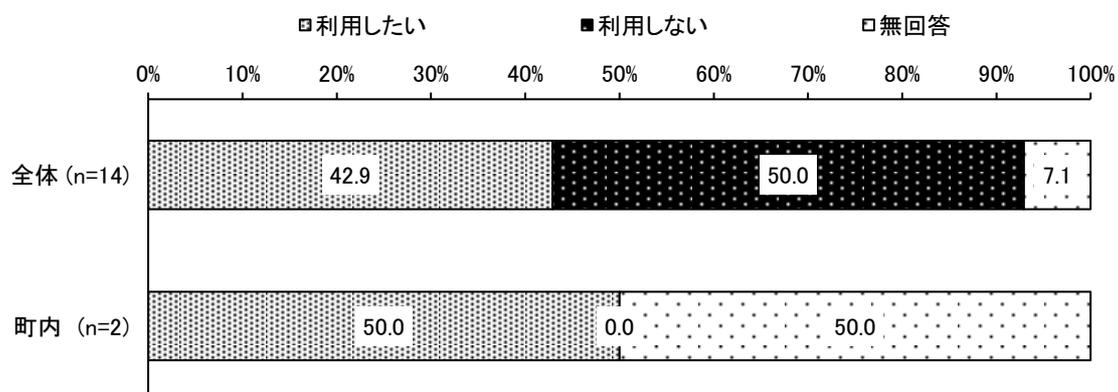
【全体】

就学前児童の保護者では、「利用したい」が42.9%、小学生児童の保護者では、28.7%となっています。

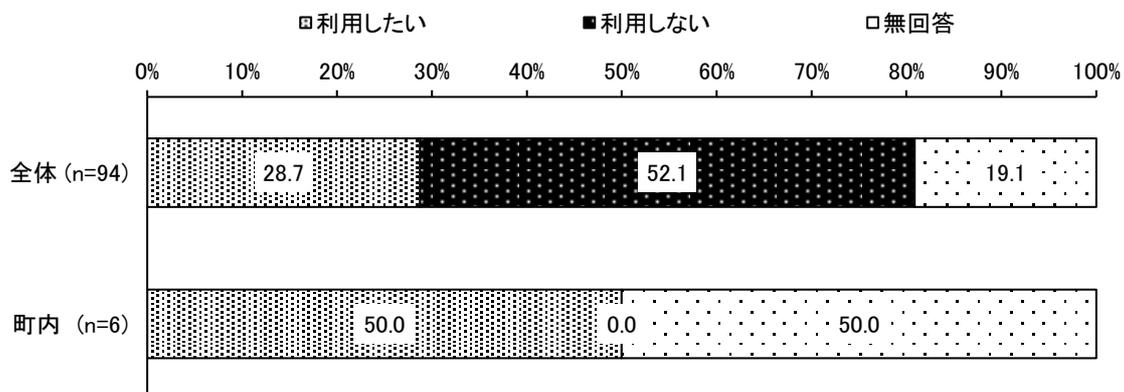
【町内】

町内居住の就学前児童の保護者、小学生児童の保護者の回答は少数ですが、「利用したい」がいずれも50.0%となっています。

就学前児童の保護者 放課後児童クラブの今後の利用意向



小学生児童の保護者 放課後児童クラブの今後の利用意向

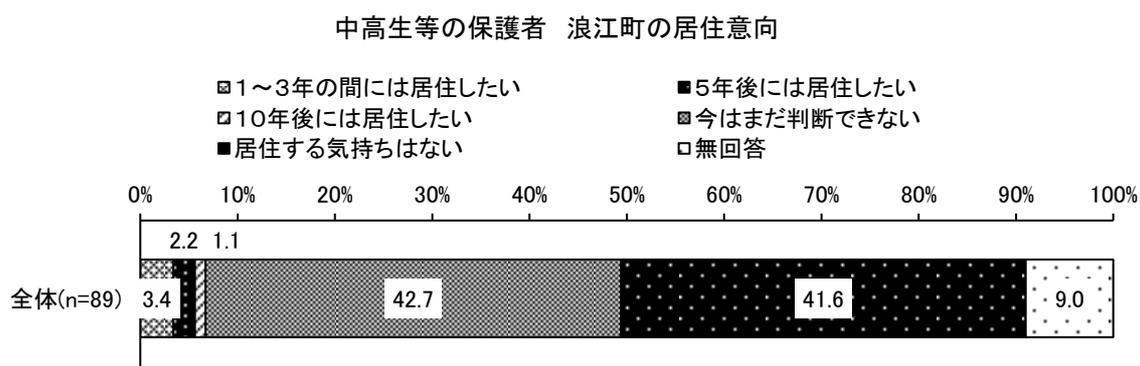
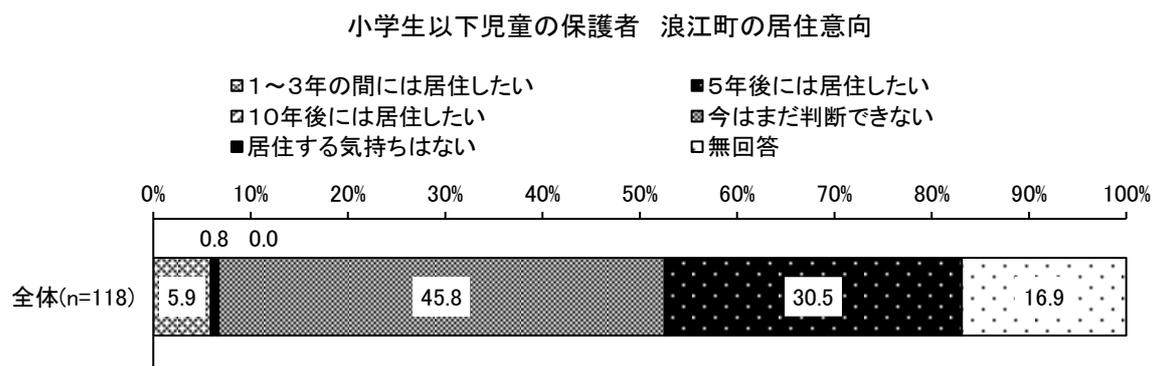


(5) 今後の浪江町への居住意向

【全体】

小学生以下児童の保護者では、「今はまだ判断できない」が45.8%、「居住する気持ちはない」が30.5%となっています。

中高生等の保護者では、「今はまだ判断できない」が42.7%、「居住する気持ちはない」が41.6%となっています。



(6) 子育て支援で期待すること

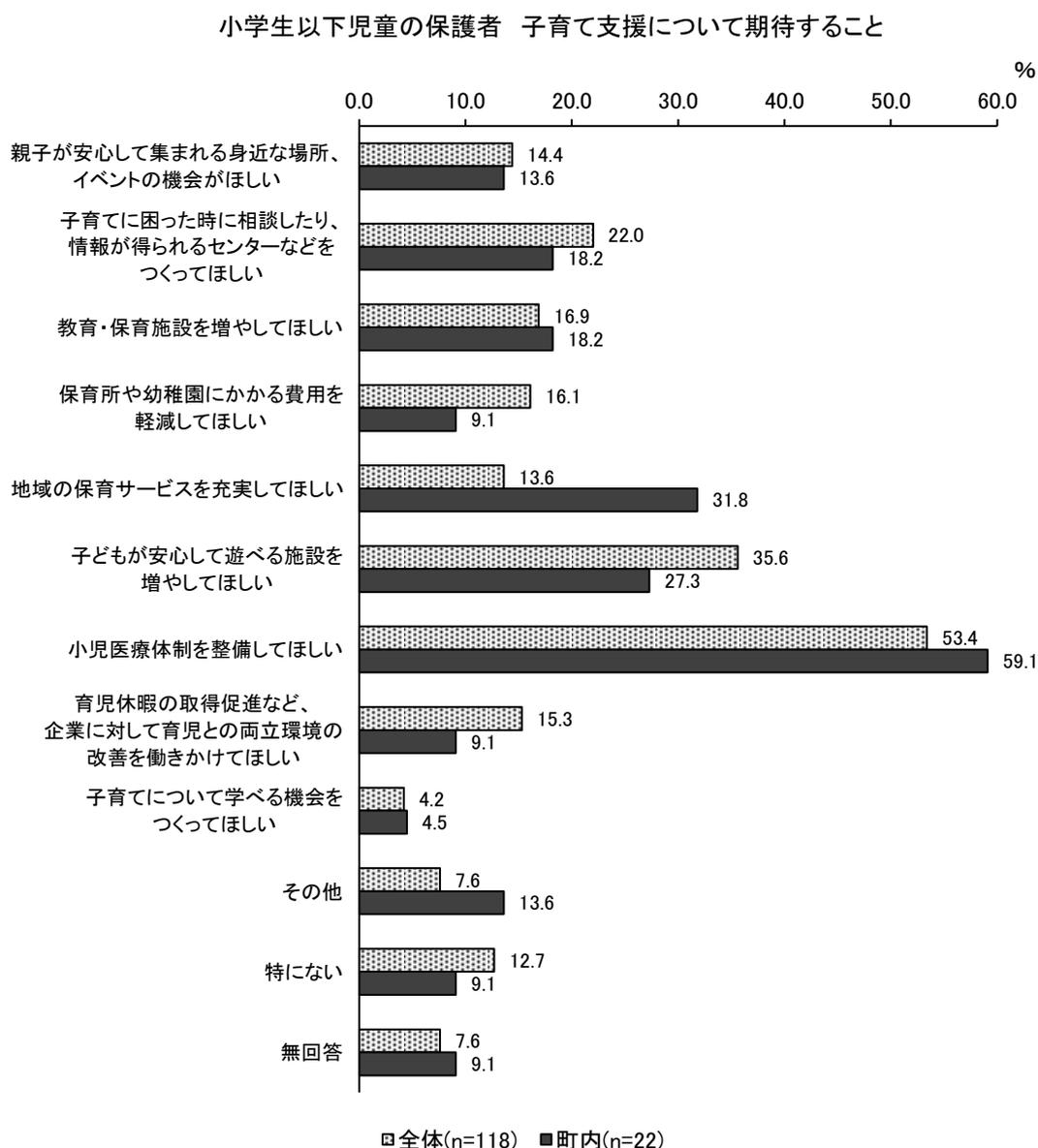
【全体】

小学生以下児童の保護者と中高生等の保護者のいずれでも、「小児医療体制を整備してほしい」がそれぞれ53.4%、42.7%と最も多く、「子どもが安心して遊べる施設を増やしてほしい」がそれぞれ35.6%、23.6%、「子育てに困った時に相談したり、情報が得られるセンターなどをつくってほしい」がそれぞれ22.0%、23.6%となっており、保護者全体で上記の3項目が多く回答されています。

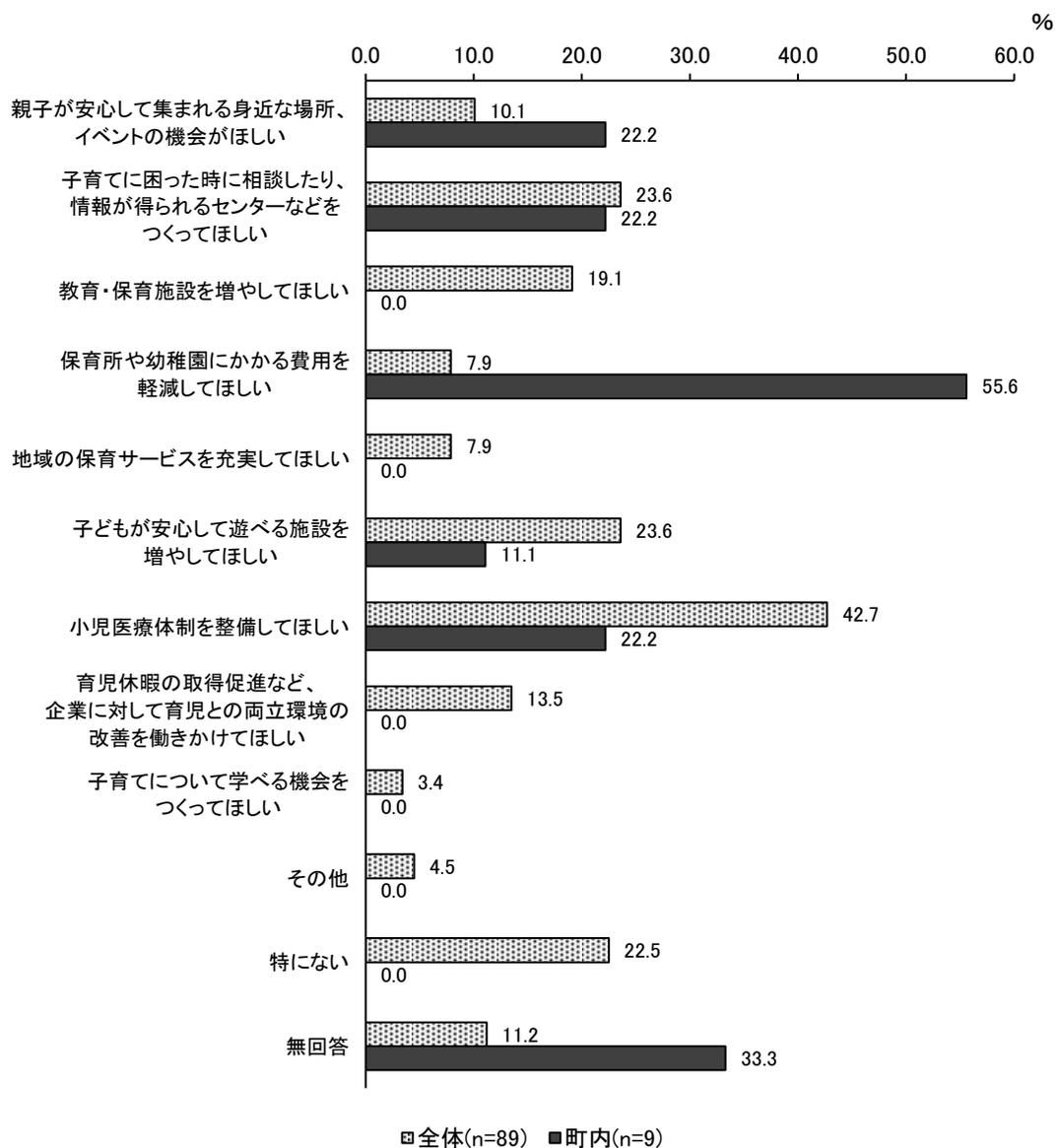
【町内】

町内居住の小学生以下児童の保護者では、「小児医療体制を整備してほしい」が59.1%と最も多く、「地域の保育サービスを充実してほしい」が31.8%、「子どもが安心して遊べる施設を増やしてほしい」が27.3%となっています。

中高生等の保護者では「保育所や幼稚園にかかる費用を軽減してほしい」が55.6%と最も多くなっています。



中高生等の保護者 子育て支援について期待すること



第3章 基本方向

1. 基本とする考え方

町内に居住するこども・子育て家庭に対しては、子育てに関するニーズ調査等を踏まえた支援策を推進し、居住人口の増加を見据えた子育て支援施設の整備を進め、安心して産み育てることのできる子育て環境の向上を図ります。

なお、本町は復興の途上にあり、本計画についても今後の復興状況や財政状況、子育て家庭の居住動向等、取り巻く状況の変化を踏まえながら見直ししていくこととなります。

また、現在、避難生活を継続しているこども・子育て家庭に対しては、特例事務として原発避難者特例法（※）により避難先自治体から様々なサービスを提供していただいている状況です。

引き続き、国、福島県及び郡内町村、関係機関等との連携を強化しながら、避難先自治体へ協力を働きかけるとともに、町としては、可能な限りの経済的支援等に取り組みます。

※原発避難者特例法は、福島県内の一部の市町村（指定市町村）から住民票を移さずに避難している皆様が、指定市町村又は福島県が提供すべき行政サービスのうち、自ら提供することが困難であるとして総務大臣に届け出て告示されたものを避難先の自治体から受けるための法律です。

2. 計画の基本理念

夢と希望があふれ

住んでいたいまち 住んでみたいまち

浪江町復興計画【第三次】では「未来を担う人づくり」が復興の基本方針の一つとなっています。

こども家庭センターの設置、医療機関等と連携した相談支援体制の構築、保育・子育て環境の充実等により、こどもたちに夢と希望があふれ、豊かで充実した子育て環境を実現して、未来を担う人づくりに取り組み、こどもたちの明るい未来につなげていくことを基本理念とします。

3. 基本目標

基本理念の実現を目指して、本計画では事業領域ごとに下記の4つを基本目標として施策を推進します。

基本目標 1：こどもたちがのびのびと成長できる環境をつくる

町内に居住する子育て家庭が増加しているなか、こどもたちが心身ともに健やかに育つための環境づくりが急務であり、こどもの成長段階に沿ったものにしていくことが求められます。学ぶ場・過ごす場・交流する場・相談できる場等の確保に向けて、地域の社会資源を増やし、活かしていくことが課題です。

また、こどもが意見を出せる機会を増やしたり、こどもの権利や意見表明の権利等についてこども自身が理解したりすること、大人が理解することの啓発が必要です。こどもの権利が尊重され、こどもをまんなかに据えた地域づくりを進めるために、こどもや子育てについての地域の理解が深まるよう啓発し、こどもが意見や考えを述べられるように地域での交流や共に活動する場を広げていきます。

こどもの誕生前からこどもの成長を通して、母子保健・親子の健康づくり支援、こどもが学び・育つ環境づくりを推進します。

基本目標 2：子育て家庭が安心して子育てができるように支援する

町内に居住する子育て家庭の増加に伴い、保育・教育施設、学校に通うこどもが増加しており、対応できる体制づくりが必要です。保護者の就労状況など子育て家庭の状況を踏まえた対応が求められています。地域の実情、子育て家庭の多様なニーズに合わせた子育て支援等の充実を図る必要があります。

このため、教育・保育サービスや子育て支援サービス等を推進し、こどもの成長と子育てを地域全体で応援します。

基本目標 3：地域とともに子育てしやすい環境をつくる

地域住民による子育て家庭の見守りや交流活動等は、地域の安全に欠かせません。こどもと大人が共に過ごしたり、活動したりする機会が減少しているため、地域全体でこどもと子育てについて理解を深める機会を増やしていく必要があります。また、放課後のこどもの居場所についても、こどもたちが安心して過ごせるように地域が関わっていくことが必要です。

地域の協力による見守り活動をはじめとして安心・安全な環境づくりを推進するとともに、生活環境の向上を図ります。

基本目標 4：困難や課題を有する子ども・若者を支援する

障がいのある子どもや、ひとり親家庭の子ども、学校生活や家庭生活で悩みや課題を抱えている子ども等、個別に配慮を必要とする子どもとその家庭に対し、福祉関係者のみならず、保健、医療、教育等の地域における関係機関が連携して支援する必要があります。相談や支援の連携体制をさらに強化し、ネットワークを広げ充実していくことが求められます。

このため、障がい、疾病、生活困窮、虐待、不登校等で日常生活の中に生きづらさを感じる子ども・若者とその家庭の課題を把握し、関係機関と連携して包括的に支援する体制づくりを進めます。

4. 計画を推進するための視点

「こどもまんなか社会」の実現に向けては、こども・若者・子育て家庭を応援する地域づくりを進めていく必要があります。

今後の施策・事業の推進にあたっては、以下の基本視点に基づき取り組みます。

基本視点1 こども・若者の育ちを支える視点（こども・若者）

こどもや若者、子育て当事者のライフステージにあった切れ目ない支援を目指し、成育環境を確保することを重視して、各種施策を推進します。声を上げにくい状況にあるこども・若者に特に留意しつつ、「こどもとともに」「こどもに寄り添う」という姿勢で、こども・若者の成長を後押しすることを基本とします。

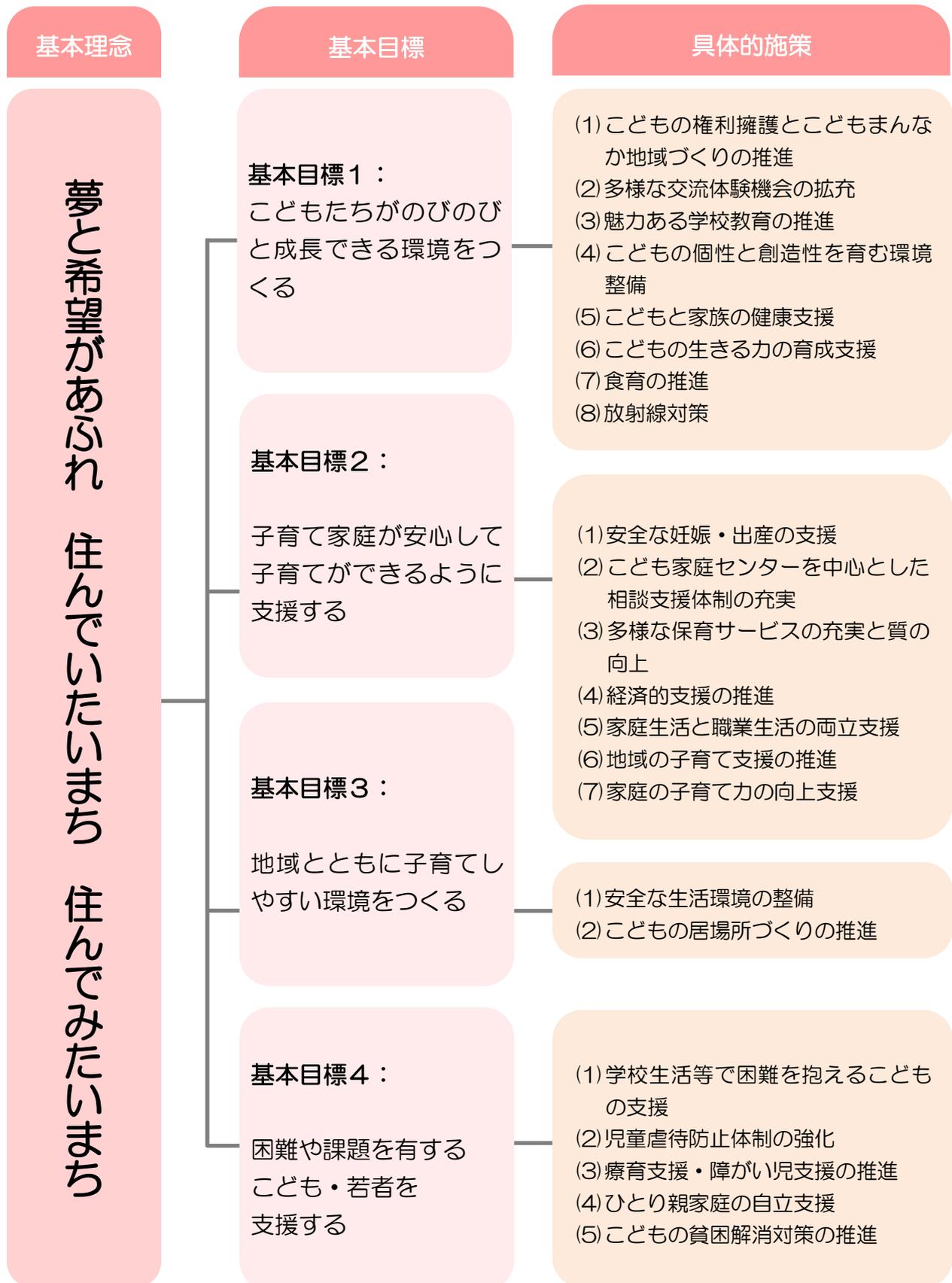
基本視点2 子育てを支える視点（子育て家庭）

保護者としての責任と自覚を持ち、こどもに向き合い、楽しんで子育てができるように、子育て家庭の生活状況・こどもの成長段階等を踏まえて伴走的に支援することを重視する視点で施策を推進します。

基本視点3 地域全体でこども・若者と子育て家庭を見守り応援する視点（地域）

こども・若者、子育て家庭のことを地域全体が理解し、関心と関わりを持ち、こども・若者、子育て家庭を見守り、地域や社会で孤立しないよう、地域の社会資源と協働して支援する視点をもって施策を推進します。

5. 施策体系



第4章 基本計画

基本目標 1 : こどもたちがのびのびと成長できる環境をつくる

(1) こどもの権利擁護とこどもまんなか地域づくりの推進

こどもの意見を大切にする社会を目指し、こどもたちの意見発表の場づくりに努めるとともに、こどもが大人とともにまちづくりに参加できる環境の整備を推進し、こどもまんなかの地域づくりを推進します。

こどもの誕生から幼児期 学童期・思春期 青年期・子育て世代

事業名	事業内容	担当課
① こども・若者アンケート調査	こども・若者の権利擁護とこどもまんなか地域づくりの地域での共有を進めます。 アンケート等により、こども・若者の意見を聴く機会を確保します。	教育総務課
② こどもが意見を云える機会の拡充	こども議会等でのこどもの意見聴取や交流機会を活用して、こどもが意見を云える機会を拡充し、取組に活かす方法を検討します。	教育総務課

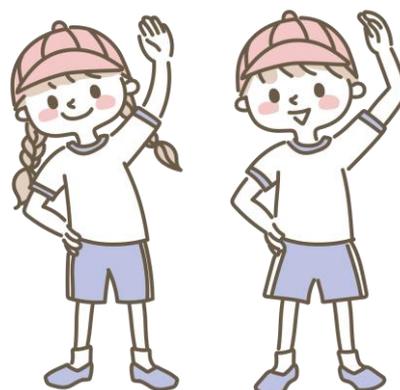


(2) 多様な交流体験機会の拡充

様々な世代の方との交流や地域との関わりを通して、ふるさととの絆の維持や心身の成長への支援を図ります。

こどもの誕生から幼児期 学童期・思春期 青年期・子育て世代

事業名	事業内容	担当課
① 放課後なみえこどもクラブ事業	こどもクラブは小学1年生から6年生まで、平日は18時まで開設しており、当面の間、利用料は無料です。おやつ代と活動内容によっては自己負担があります。 放課後のこどもたちの安全な居場所を確保し、こどもたちに、学習や遊び、スポーツ等地域に根ざした多様な体験活動や地域住民との交流活動等の機会を創出します。	教育総務課 生涯学習課
② こども週末チャレンジ事業	ふれあい交流センターや図書館等を活用し、校外での活動や様々な活動を行います。	生涯学習課
③ 多様な交流機会の創出	民間と連携しながら、意見交換や体験の場を創出します。	教育総務課
④ 公民館事業	体験を通じて、地域住民と交流する機会を創出します。	生涯学習課
⑤ ふるさと創造学	地域の伝統・文化や復興に取り組む多くの人との交流による学びを通し、自分たちにもできることを考え、一人ひとりの思いを様々な活動につなげる「ふるさと創造学」を推進します。	教育総務課



(3) 魅力ある学校教育の推進

こどもたちの生きる力と豊かな心を育み社会で活躍できるように、学校教育を充実させます。また、地域と連携した教育活動、学校運営により教育内容の質の向上を図ります。

学童期・思春期

事業名	事業内容	担当課
① 小・中学校・こどもクラブの整備	町内の子育て家庭が増加していることを踏まえ、小・中学校の整備や放課後こどもクラブを含めたこどもの居場所となる施設の整備を実施します。	教育総務課
② 地域と学校の連携	地域の専門的な知識や技術等のある方々に、学校の教育活動に協力いただき、教育活動の多様化と質の向上を図るとともに、こどもたちの社会性や勤労観・職業観の育成を図ります。 学校行事に民生委員を招待したり、地域の人との交流の場等を設けたりし、顔見知りの関係づくりを進めます。 新たに F-REI との連携等、様々な機関との繋がりを学校づくりに反映させていきます。	教育総務課
③ 教育魅力化推進事業	なみえ創成小・中学校において、外部講師を迎えて、哲学対話等の手法を用い児童生徒の考える力を育む授業を行います。 民間事業者を含めたふるさと体験学習として、伝統工芸品である大堀相馬焼体験や郷土料理作り(なみえ焼きそば、かぼちゃ饅頭、紅葉汁等)を通して、郷土愛や誇りを育む授業を行います。 手話を用いて授業を行う等、福祉への関心を高め、意思疎通手段への認識の向上を推進します。	教育総務課 介護福祉課
④ 地域交流活動事業	プランター花苗を育て地域へ寄贈する等、地域貢献を通して事業者や地域の方と交流を図る活動を行います。	教育総務課

事業名	事業内容	担当課
⑤ グローバル人材育成事業	体験型英語学習施設等を利用し、異文化を体験する機会を創出することにより、将来リーダーとなりうるグローバルな人材を育成します。	教育総務課
⑥ 地域産業教育事業	水素社会の実現と、ゼロカーボンシティの達成に向けた町の事業について、水素を燃料とするスクールバスの導入や、様々な体験型の学習を通し、町の産業について探求的な学び(学習)を行います。	教育総務課
⑦ 学びの場の確保	教育支援センターの機能を兼ね備えたこどもの居場所を整備し、学校や地域と連携の上、多様な学びを創出します。	教育総務課



(4) こどもの個性と創造性を育む環境整備

こどもが地域で体験活動やスポーツ活動、読書活動や自然とふれあう機会を創出し、こどもの豊かな情操と心身の健全な育成を支援します。

こどもの誕生から幼児期 学童期・思春期

事業名	事業内容	担当課
① 社会体育施設の整備・運営	新たな施設の整備を行うとともに、幅広い年代が参加できるスポーツイベント等を実施し、地域の交流を推進します。	生涯学習課
② 読書環境の充実	読書習慣の形成のため、こどもたちがのびのびと読書できる環境を整備します。図書館の利用者及び貸出冊数が増加するような取組やイベントを実施します。	生涯学習課
③ 屋内遊び場施設の運営	こどもたちが安全に運動できる場所として屋内遊び場(ふれあいげんきパーク)を運営します。 施設利用促進のため、玩具の整備やイベント実施等を行っていきます。 安心できる居場所となるように、地域の人の見守りの中で遊べる機会や地域の人との交流の場づくりを推進します。	教育総務課
④ 公園整備	整備が完了した丈六公園及び既に供用している公園の適正な維持管理を通年で行っていきます。また、各公園で親子が安心して利用できるように、周辺環境の整備を促進します。	建設課
⑤ 浪江にじいろこども園園庭開放	原則、毎週水曜日の午前中に、浪江にじいろこども園の園庭を開放しています。家庭保育をしている親子の運動や同世代の子と交流する機会を増やします。	教育総務課
⑥ 教育・保育施設の整備	町内の子育て家庭が増加していることを踏まえ、こども園の増築等により、教育・保育施設を整備します。	教育総務課

(5) こどもと家族の健康支援

乳幼児の健康の保持及び増進を図るため、小児医療体制の充実や、乳幼児健康診査や予防接種事業を実施します。

こどもの誕生から幼児期

事業名	事業内容	担当課
① 小児医療体制等の充実	<p>こどもが安心して医療サービスを受けられるように、町内の医療機関で小児科医による月2回の診療と、登録によるオンライン診療を実施する等の体制を確保しています。小児医療体制について情報提供を図るとともに、#8000の電話相談の周知を図ります。</p> <p>小児医療体制の充実に向けては、町の課題であり、近隣の市町村との連携についてもあわせて検討を重ねていきます。</p> <p>また、安心して生み育てる医療体制に向けて地域の連携を図ります。</p>	健康保険課
② 乳児全戸家庭訪問事業	<p>生後3か月以内に家庭を訪問し、乳児の発育状況と発達の確認、助言指導を行います。また、子育て状況を把握し、育児支援サービスを紹介する等育児不安の解消に努めるとともに、虐待の未然防止と発見につなげます。</p>	健康保険課
③ 乳幼児健康診査 ※特例事務	<p>内科・歯科診察、保健師による問診・発達年齢に応じた助言・指導を行います。また、栄養士による栄養相談、心理士による心理相談を行います。</p> <p>[町内] 浪江町が実施。 [町外] 避難先自治体にて実施。</p>	健康保険課
④ 未熟児訪問事業 ※特例事務	<p>2,500g以下で生まれた新生児の家庭を訪問します。また、医療機関と連携を図りながら、育児支援を行います。</p> <p>[県内] 町保健師又は福島県助産師会が訪問。 [県外] 避難先自治体にて実施。</p>	健康保険課

事業名	事業内容	担当課
⑤ 予防接種事業 ※特例事務	感染症予防のため、年齢に応じて定期予防接種を実施します。予防接種は毎年変更があるため、ホームページ等でその都度周知を図ります。 [町内]浪江町が実施。 [町外]避難先自治体にて実施。	健康保険課
⑥ 産後ケア事業	県内において育児に関する相談や母親の体調のケア等に助産師が対応します。必要な場合、宿泊も行います。	健康保険課

(6) こどもの生きる力の育成支援

こどもたちが抱える心身の健康に関することや学校生活、家庭のことでの悩みについて、SOSを出し、相談できる環境を確保する等、こども・若者に相談窓口を周知し、相談しやすい体制の整備を目指します。

また、家庭が抱える課題は複雑化しており、こどもとその保護者、子育て家庭を支援することを目指した相談体制の充実を図ります。

学童期・思春期

事業名	事業内容	担当課
① スクールカウンセラー等による相談支援	なみえ創成小・中学校にスクールカウンセラー等を配置し、不登校や問題を抱えるこどもと家庭の状況に応じて効果的に関わり、保護者および教職員に適切な助言等を行います。	教育総務課
② SOSの出し方教育の充実	こどもがSOSを出せること、また周囲の大人たちがSOSを受け止めることの研修を実施し、自殺予防を図ります。	健康保険課
③ コミュニケーション能力の向上	地域との関わりの減少、少子化、SNSの普及等の理由によりこどものコミュニケーション能力の低下が懸念されていることから、哲学対話などの授業を通し、お互いの違いを認め、様々な価値観を共有する等、能力を向上できるような教育を行います。	教育総務課

事業名	事業内容	担当課
④ スクールソーシャルワーカーの配置	スクールソーシャルワーカーを配置し、児童生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、児童生徒の心のケア、教職員・保護者等への助言・援助、関係機関との連携調整等の対応にあたります。	教育総務課

(7) 食育の推進

食を通じた家族の関係づくりと心身の健全育成を図るため、こどもの成長段階にあわせた食育を推進します。

こどもの誕生から幼児期 学童期・思春期 青年期・子育て世代

事業名	事業内容	担当課
① 認定こども園・小・中学校での食育の推進	浪江にじいろこども園及びなみえ創成小・中学校の毎日の生活の中で、健全な食生活の実現、食文化の継承、健康の確保等が図られるよう、自らの食について考える習慣や食に関する様々な知識を身に付けるための事業を実施します。 植物の成長を観察し収穫することで、食への関心の向上と知識の習得につながる食育の環境の整備を推進します。	教育総務課
② すこやかおやつ教室	乳幼児にとっておやつは大事な栄養補給であることから、栄養士によるおやつ教室を実施します。	健康保険課

(8) 放射線対策

子どもへの放射線の影響や給食に使用する食材の放射性物質を測定することにより、安心して生活することができるような環境づくりを図るための事業を実施します。

こどもの誕生から幼児期 学童期・思春期 青年期・子育て世代

事業名	事業内容	担当課
① 線量計の貸与	放射線に対する不安の解消と健康管理のため、希望者に対し線量計を貸し出し、外部被ばく線量を測定します。	健康保険課
② 内部被ばく検査	長期的な健康管理のため内部被ばく検査を実施します。現在は、自前での検査施設がないため、県の協力を仰ぎながら実施していきます。 [実施場所] 浪江町役場駐車場(県設置)	健康保険課
③ 甲状腺検査	震災当時浪江町民であって、40歳以下の方の放射線による健康被害への不安の解消と、長期的な健康管理のために甲状腺検査を実施します。検査希望者の動向を把握しながら見直しを図ります。 ※町の検査は県での検査がない年度に実施します。 [実施場所] ひらた中央病院、全日本民主医療機関連合会加盟医療機関	健康保険課
④ 食品の放射性物質測定	飲料水(井戸水等)、家庭菜園等の農作物・その他の食品等の放射性物質の測定を行います。	健康保険課
⑤ 放射線健康相談	浪江町役場本庁舎に放射線相談窓口を設置し、職員が放射線に関する相談を受け付けます。弘前大学の協力を仰ぎ、放射線相談業務を実施します。	健康保険課
⑥ 給食食材の放射性物質測定	なみえ創成小・中学校及び浪江にじいろこども園において、安全・安心な給食を提供するため、給食食材の放射性物質測定を継続します。	教育総務課

基本目標 2 : 子育て家庭が安心して子育てができるように支援する

(1) 安全な妊娠・出産の支援

妊娠や出産に関する正しい知識の普及を図り、経済的支援、相談体制等の事業を実施します。

こどもの誕生から幼児期

事業名	事業内容	担当課
① 母子健康手帳の交付及び妊婦健康相談 ※特例事務	妊娠届に基づいて母子健康手帳を交付します。同時に妊婦の健康に関して個別相談を実施します。 [県内]浪江町が実施。 [県外]避難先自治体にて実施。	健康保険課
② 妊産婦健康診査の公費負担 ※特例事務	15回(妊娠初期から出産までの間)の妊婦健康診査と、産後健康診査(2週間健診、1か月健診)の費用を助成します。 [県内]浪江町が実施。 [県外]避難先自治体にて実施。避難先で助成されない場合、町が償還払いで対応します。	健康保険課
③ 妊婦歯科健康診査	むし歯や歯周疾患を発症しやすい妊娠中の女性に対し歯科健診を実施することにより、歯周疾患の発見及び早期の治療を促し、口腔内の改善を図ります。	健康保険課
④ 妊婦のための支援給付	妊娠届出時より、妊婦や特に0歳から2歳までの低年齢期の子育て家庭に寄り添い、出産育児等の見通しを立てるため面談等の伴走型支援及び経済的支援を実施します。	健康保険課
⑤ 妊娠等包括相談支援事業	妊婦等に対して面談等により、妊婦等の心身の状況、その置かれている環境等の把握を行うほか、母子保健や子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を実施します。	健康保険課
⑥ こども家庭センター事業	子育て世代包括支援センターとこども家庭総合支援拠点が一体化し、こども家庭センターとして地域全体の妊産婦子育て家庭に対して、切れ目のない子育て支援体制を構築し、相談等の支援を行います。	教育総務課 健康保険課

(2) こども家庭センターを中心とした相談支援体制の充実

子育て家庭の子育てに関する多様な悩みや不安に対し、こどもの成長過程に応じて伴走型の細やかな相談・支援をしていくために、広く育児情報を発信し、関係機関、団体との連携を図ります。

こどもの誕生から幼児期 学童期・思春期 青年期・子育て世代

事業名	事業内容	担当課
① こども家庭センター事業 (再掲)	子育て世代包括支援センターとこども家庭総合支援拠点が一体化し、こども家庭センターとして地域全体の妊産婦子育て家庭に対して、切れ目のない子育て支援体制を構築し、相談等の支援を行います。	教育総務課 健康保険課
② 地域子育て支援拠点事業	定期的な子育て世帯の交流の場の創出、子育て等に関する相談援助、情報発信、講演会等を実施します。	教育総務課
③ 子育て情報等の発信	子育てに関する様々な情報や制度の周知を町ホームページ、広報やなみえ子育てアプリ(母子モ)等によりお知らせします。 町内こども園や小・中学校と保護者の連絡アプリを活用し、各種子育て支援サービスや小児医療施設の開院状況等の情報発信を行います。 母子健康や子育て支援アプリの導入を図り、子育て家庭への情報発信と伴走型支援を推進します。	教育総務課 健康保険課
④ 子育てサロン事業	子育て家庭の保護者のニーズに合ったイベント内容を企画の上、子育てサロンを月1回程度開催し、保護者が子育てを楽しめるように支援、応援します。通知や広報等で周知し、親子の交流の場を創出します。	教育総務課 健康保険課
⑤ スクールソーシャルワーカーの配置 (再掲)	スクールソーシャルワーカーを配置し、児童生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、児童生徒の心のケア、教職員・保護者等への助言・援助、関係機関との連携調整等の対応にあたります。	教育総務課

(3) 多様な保育サービスの充実と質の向上

保育を必要とするすべての家庭が利用でき、子どもたちがより豊かに育つことができるような事業を実施します。

こどもの誕生から幼児期 学童期・思春期 青年期・子育て世代

事業名	事業内容	担当課
① 通常保育事業 ※特例事務	教育・保育施設において教育活動・保育活動を行います。町内のこども園の利用希望者が増加しており、受け入れ体制を確保します。 [町内]浪江にじいるこども園(7時半から 18 時、月～土曜日保育)で実施。 [町外]避難先の施設を利用できます。	教育総務課
② 延長保育事業	保育標準時間(11 時間)を超える延長保育の実施を検討します。保護者の就業状況等を踏まえ、利用希望に対応できる体制の確保を目指します。	教育総務課
③ 一時預かり事業	通院や育児のリフレッシュ等、理由を問わず保育が一時的に困難となった就学前の幼児・児童を預かる事業を実施します。利用ニーズは高まっており、受け入れ体制や実施方法等を検討します。	教育総務課
④ ファミリー・サポート・センター事業	子育てを援助したい方と援助を受けたい方の相互援助活動の連絡及び調整を行う事業を実施します。提供会員の確保の方法、利用しやすさ等を検討しながら実施します。	教育総務課
⑤ 幼保小の架け橋プログラム事業	5歳児から小学校1年生の2年間の「架け橋期」に焦点をあて、教育の充実を図り、生涯にわたる学びや生活の基盤をつくるためのプログラム作成を検討します。	教育総務課
⑥ 病児病後児保育事業	こども園等において、看護師や場所を確保し、病児病後児の受け入れができるように体制を確立します。	教育総務課

(4) 経済的支援の推進

安心して子育てができるよう、子育て家庭への経済的支援を実施します。

こどもの誕生から幼児期 学童期・思春期 青年期・子育て世代

事業名	事業内容	担当課
① 児童手当	法に基づき、児童を養育している方に手当を支給することにより、家庭における生活の安定に寄与するとともに、次世代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上を図ります。	教育総務課
② 奨学資金貸付	高等学校・専修学校・大学等に在学し、経済的な理由によって就学が困難な方に対して、教育の機会均等を図り、有能なる公民の養成の理念達成に資することを目的に奨学資金を貸し付けます。申込み状況を踏まえ、内容等を検討しながら実施します。	教育総務課
③ 子ども医療費助成	乳幼児・児童の疾病等の早期発見、早期治療の促進及び子育て世代への経済的支援を図るため、保険給付を受けた場合に支払った一部負担金の額を限度として医療費を助成します。また、入院時食事療養費定額負担分及び補装具代を助成します。	教育総務課
④ ひとり親家庭医療費助成	ひとり親家庭のうち所得の低い家庭及び父母のない児童に対し医療費の一部と補装具費を助成することにより、その健康と福祉の増進を図ります。	教育総務課
⑤ 養育医療	出生時の体重が 2,000g 以下等の身体の発育が未熟なままで生まれ、入院を必要とする出生子に対し、必要な医療費の給付を行います。	教育総務課
⑥ 就学援助 ※特例事務	小学生・中学生の学用品費、新入学児童生徒学用品費等の必要な援助を行います。 町外避難者に関しては、所得等制限を設け援助を行っており、今後も要件等を検討しながら実施します。 [県内] 浪江町が実施。 [県外] 避難先自治体にて実施。	教育総務課

事業名	事業内容	担当課
⑦ 保育料助成	認可保育所またはそれに類すると認められる認可外保育施設(託児所等)に通い、常時保育を受けている乳幼児の保護者に対し、納付した基本月額保育料を助成します。助成の在り方等について検討しながら実施します。	教育総務課
⑧ 出産祝い金	出産した時に出産祝い金を支給し、新町民の誕生を祝福するとともに、次代を担う児童の健全育成を図ります。	教育総務課
⑨ 出産育児一時金	出産に係る費用の一部を支給します。 [国保] 浪江町で支給。 [社保] 加入している保険者で支給。	健康保険課
⑩ 障がい児福祉手当	重度の障がいのある児童に対し、日常生活の負担の軽減を図るために手当を支給します。	介護福祉課
⑪ 児童扶養手当 ※特例事務	父または母と生計を同じくしていない児童を監護または養育している者に手当を支給し、家庭生活の安定と自立促進を図ります。 [町内] 浪江町役場で申請。 [町外] 避難先自治体で申請。	教育総務課
⑫ 特別児童扶養手当 ※特例事務	精神または身体に障がいを有する20歳未満の児童の福祉増進を図ることを目的として支給します。 [町内] 浪江町役場で申請。 [町外] 避難先自治体で申請。	教育総務課
⑬ 重度心身障がい児童福祉手当	20歳未満の重度心身障がい児童を養育し、かつ生計を維持する者に対し、その生活と福祉の増進を図るために手当を支給します。	介護福祉課
⑭ 子育て支援家賃補助金	子育て家庭の町内生活の負担を緩和し、定住促進を図るため、町内賃貸住宅に居住する子育て家庭へ家賃補助を行います。	教育総務課

事業名	事業内容	担当課
⑮ なみえ創成小・中学校制服等支給制度	子育て家庭の町内生活の負担を緩和し、定住促進を図るため、なみえ創成小・中学校に通学する子育て家庭へ制服等の購入費用を援助します。	教育総務課
⑯ 小学校・中学校遠距離通学費助成	遠距離通学の児童・生徒の保護者の経済的負担の軽減を図るため、通学費を援助します。 ※避難先自治体から援助を受けられる場合はそちらを優先します。	教育総務課
⑰ 遠距離通学費助成	浪江町内から県内の県立高等学校に通学する際の公共交通機関での通学費の助成を行います。また、助成範囲の見直しについても検討します。	教育総務課

(5) 家庭生活と職業生活の両立支援

仕事・家事・子育てについて、男女ともに仕事と家庭を両立できるように、男女共同参画の意識づくりを推進するとともに、ワークライフバランスの推進を図ります。

青年期・子育て世代

事業名	事業内容	担当課
① 就労支援等広報啓発活動	仕事を探している方、学生や既卒者、震災により被災された方等、福島県で就職を希望する方であれば誰でも利用できる無料の相談会や各種資格取得講座、合同企業面接会についての広報啓発活動を実施します。 従業員の確保が課題となっており、帰還や移住を促進するために、雇用の場をはじめ日常生活や余暇活動等を含め総合的な情報提供を行い、子育て世代等の居住促進に努めます。	産業振興課
② 企業立地促進活動	浪江町への企業立地を促進するため、事業者へ補助金を支給することにより、魅力的な就労場所の確保に努めます。	産業振興課

事業名	事業内容	担当課
③ 男女共同参画事業	男女共同参画社会の実現のため、男女が共に支え合う社会づくりを進め、男女が共に家庭と仕事を両立できる環境を目指します。	生涯学習課
④ 預かり場所の確保	民間事業者による、教育・保育施設の確保を検討します。	教育総務課

(6) 地域の子育て支援の推進

各家庭や行政はもちろん、地域全体で子育て家庭を見守り、保護者と関係機関等で情報を共有し、地域で連携して育児支援に取り組みます。

こどもの誕生から幼児期 学童期・思春期 青年期・子育て世代

事業名	事業内容	担当課
① 子育て応援パスポート事業	18歳未満のこどものいる家庭に対して子育てを応援するために、協賛店舗の協力で様々なサービスを受けられるよう「ファミたんカード」を交付します。	教育総務課
② こどもの笑顔フォトコンテスト	浪江町が掲げる「なかよく・みんな・えがおで」をテーマにした「こどもの笑顔フォトコンテスト」を実施します。	教育総務課
③ 子育て情報等の発信(再掲)	子育てに関する様々な情報や制度の周知を町ホームページ、広報やなみえ子育てアプリ(母子モ)等によりお知らせします。 町内こども園や小・中学校と保護者の連絡アプリを活用し、各種子育て支援サービスや小児医療施設の開院状況等の情報発信を行います。 母子健康や子育て支援アプリの導入を図り、子育て家庭への情報発信と伴走型支援を推進します。	教育総務課 健康保険課
④ ファミリー・サポート・センター事業(再掲)	子育てを援助したい方と援助を受けたい方の相互援助活動の連絡及び調整を行う事業を実施します。提供会員の確保の方法、利用しやすさ等を検討しながら実施します。	教育総務課

(7) 家庭の子育て力の向上支援

保護者がこどもと子育てに向かい合うことで家庭の教育力を高め、こどもの心身の育成と望ましい生活習慣の定着につなげられるように、子育て家庭からの相談に応じるとともに、必要な情報提供や助言等を行います。

青年期・子育て世代

事業名	事業内容	担当課
① ブックスタート事業	誕生時に絵本をプレゼントし、赤ちゃんと保護者が絵本を介して心がふれあう時間をつくります。	教育総務課
② 地域子育て支援拠点事業(再掲)	定期的な子育て世帯の交流の場の創出、子育て等に関する相談援助、情報発信、講演会等を実施します。	教育総務課



基本目標 3 : 地域とともに子育てしやすい環境をつくる

(1) 安全な生活環境の整備

子どもが地域で安心して過ごすために、身近な生活環境の改善と安全な施設等の整備を推進します。

こどもの誕生から幼児期 学童期・思春期 青年期・子育て世代

事業名	事業内容	担当課
① 道路整備	安心・安全に生活することができるよう、継続的に舗装修繕、道路除草による車両及び歩行者の安全の確保のため整備を促進します。	建設課
② 公園整備(再掲)	整備が完了した丈六公園及び既に供用していた公園の適正な維持管理を通年で行っていきます。また、各公園で親子が安心して利用できるように、周辺環境の整備を促進します。	建設課
③ 屋内遊び場施設の運営(再掲)	こどもたちが安全に運動できる場所として屋内遊び場(ふれあいげんきパーク)の運営を行います。 施設利用促進のため、玩具の整備やイベント実施等を行っていきます。 安心できる居場所となるように、地域の人の見守りの中で遊べる機会や地域の人との交流の場づくりを推進します。	教育総務課
④ スクールバス運行	児童生徒が安全・安心して通学できるようにスクールバスを運行します。	教育総務課
⑤ 除染事業	避難指示解除区域については、除染は完了していますが、今後、特定復興再生拠点・特定帰還居住区域、ホットスポット的に放射線量の高い箇所については、国と協議の上、引き続き放射線量の低減に取り組みます。	住民課
⑥ 地域の見守り活動	こども110番の家の復活や、事業者等との連携により地域の見守り活動を推進します。	教育総務課

(2) こどもの居場所づくりの推進

こどもが家や学校以外で安心して過ごすことのできる居場所を地域に増やし、こどもたちが共に過ごし、地域の人と交流等ができる場となるように、活動内容の充実を図ります。

学童期・思春期 青年期・子育て世代

事業名	事業内容	担当課
① 放課後なみえこどもクラブ事業(再掲)	こどもクラブは小学1年生から6年生まで、平日は18時まで開設しており、当面の間、利用料は無料です。おやつ代と活動内容によっては自己負担があります。 放課後のこどもたちの安全な居場所を確保し、こどもたちに、学習や遊び、スポーツ等地域に根ざした多様な体験活動及び地域住民との交流活動等の機会を提供します。	教育総務課
② こどもの居場所の施設整備	安心して過ごすことができるこどもの居場所となる施設を整備し、官民協働で学びやふれあいの場を創出します。	教育総務課
③ こどもの居場所づくり支援事業	地域のこどもや住民が交流できる機会の確保について支援を行います。	教育総務課

基本目標 4 : 困難や課題を有するこども・若者を支援する

(1) 学校生活等で困難を抱えるこどもの支援

いじめや不登校等の問題の発見や解決に向けて、学校、地域、家庭が緊密に連携し、教育相談支援体制において対応します。ひきこもり等の相談や情報提供等のフォロー体制の確保を図ります。

また、ヤングケアラー等についての地域の理解を深めるとともに、ヤングケアラーの把握、相談支援等の支援体制づくりに取り組みます。

学童期・思春期

事業名	事業内容	担当課
① スクールソーシャルワーカー等の配置(再掲)	スクールソーシャルワーカー等を配置し、児童生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、児童生徒の心のケア、教職員・保護者等への助言・援助、関係機関との連携調整等の対応にあたります。	教育総務課
② 相談できる場と居場所づくり	こどもが不登校等学校生活での困り事等を相談できる場と居場所づくりに取り組みます。	教育総務課
③ ヤングケアラーの把握と支援体制の確保	本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話等を日常的にこどもが担っていることにより、学校に行けない、勉強できない、部活動ができない等、学校生活に影響が及ぶ状況にあるこどものことをヤングケアラーといいます。ヤングケアラーの状態や地域で孤立した状況を把握の上、相談につながるように周知を図ります。	教育総務課
④ 学びの場確保(再掲)	教育支援センターの機能を兼ね備えたこどもの居場所を整備し、学校や地域と連携の上、多様な学びを創出します。	教育総務課

(2) 児童虐待防止体制の強化

児童虐待の早期発見と適切な対応を図るため、関連機関との連携の強化を図ります。

こどもの誕生から幼児期 学童期・思春期 青年期・子育て世代

事業名	事業内容	担当課
① 要保護児童対策地域協議会	家庭内における児童虐待防止及び早期対応等に関し、関係機関が共通の認識と理解を持ち、緊密な連携体制を構築することにより、虐待等を受けた児童の早期発見と対応及びその家族に適切な支援を行います。	教育総務課
② 虐待予防の啓発	地域住民等に対し、虐待予防の対応等について、広報等を利用し周知を行い、虐待の予防・早期発見に努めます。	教育総務課

(3) 療育支援・障がい児支援の推進

障がいや発達の違いに支援が必要な子どもが、身近な地域で安心して生活できるよう、障がい児福祉サービスや療育を受ける機会の拡充を図ります。

こどもの誕生から幼児期 学童期・思春期 青年期・子育て世代

事業名	事業内容	担当課
① 障がい児通所支援事業	心身に障がいのある未就学児の集団生活への対応訓練等のための児童発達支援、及び心身に障がいのある就学児の放課後等を行う生活能力向上のための放課後等デイサービス等の支援を行います。	介護福祉課
② 障がい児入所支援事業	施設に入所して、保護、日常生活の指導を受け、生活に必要な知識や技能を身に付けるための支援を行います。入所にあたって県と連携しながら進めます。	介護福祉課

事業名	事業内容	担当課
③ 障がい児福祉サービス事業	障がい児や保護者の在宅援護のための居宅介護や短期入所(ショートステイ)等の支援を行います。	介護福祉課
④ 地域生活支援事業	障がい児が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、保護者等からの相談に応じ必要な援助を行う相談支援事業、屋外での移動が困難な障がい児に外出の移動の支援を行う移動支援事業等を行います。	介護福祉課
⑤ 補装具給付	身体上の障がいを補うために補装具の購入・修理の費用を支給します。	介護福祉課
⑥ 日常生活用具給付	重度障がい児等の福祉の増進に資するため、日常生活用具を給付または貸与します。	介護福祉課
⑦ 特別支援教育介助員の配置	障がいのあるこどもが学校生活を送れるように、支援が必要な児童・生徒の状況を踏まえ、特別支援教育介助員の配置を進めます。	教育総務課
⑧ 特別支援コーディネーターの配置	小・中学校において特別支援コーディネーターを指名し、特別支援教育の充実を図ります。支援が必要な児童・生徒の状況を踏まえ、特別支援コーディネーターの配置を進めます。	教育総務課
⑨ 医療的ケア児の対応	こども園等において、看護師や場所を確保し、医療的ケア児の受け入れができるように体制を確立します。	教育総務課
⑩ 専門職巡回相談会	発達に心配のあるこどもへの保育について、認定こども園の保育士が専門職から指導を受けることにより、保育の質の向上に努めます。	教育総務課
⑪ 民生委員の訪問	民生児童委員が訪問し相談を受け、必要な制度へつなぐ等、町と連携し支援を行います。	介護福祉課
⑫ 支援が必要なこどもの放課後対策	放課後児童デイサービスや、放課後なみえこどもクラブでの受け入れ等、支援が必要なこどもが放課後過ごせる場の確保を図ります。	教育総務課

(4) ひとり親家庭の自立支援

ひとり親家庭の経済的支援や自立に向けた支援等を実施します。

こどもの誕生から幼児期 学童期・思春期 青年期・子育て世代

事業名	事業内容	担当課
① 母子父子寡婦福祉資金貸付	ひとり親家庭の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、扶養している児童の福祉を増進するため、資金の貸付を行います。	教育総務課
② 児童扶養手当(再掲) ※特例事務	父または母と生計を同じくしていない児童を監護または養育している者に手当を支給し、家庭生活の安定と自立促進を図ります。 [町内] 浪江町で申請。 [町外] 避難先自治体で申請。	教育総務課
③ ひとり親家庭医療費助成(再掲)	ひとり親家庭のうち所得の低い家庭の保護者及び父母のない児童を養育する者に対し医療費の一部と補装具費を助成することにより、その健康と福祉の増進を図ります。	教育総務課

(5) こどもの貧困解消対策の推進

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にあるこどもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、こどもの貧困解消対策を総合的に推進します。

こどもの誕生から幼児期 学童期・思春期 青年期・子育て世代

【生活の支援】

事業名	事業内容	担当課
① 母子父子寡婦福祉資金貸付(再掲)	ひとり親家庭の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、扶養している児童の福祉を増進するため、資金の貸付を行います。	教育総務課

事業名	事業内容	担当課
② 子育て支援家賃補助金(再掲)	子育て家庭の町内生活の負担を緩和し、定住促進を図るため、町内賃貸住宅に居住する子育て家庭へ支援を行います。	教育総務課
③ こどもの居場所づくり支援事業(再掲)	地域の子どもや住民が交流できる機会の確保について支援を行います。	教育総務課
④ ヤングケアラーの把握と支援体制の確保(再掲)	本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話等を日常的に子どもが担っていることにより、学校に行けない、勉強できない、部活動ができない等、学校生活に影響が及ぶ状況にあるこどものことをヤングケアラーといいます。ヤングケアラーの状態や地域で孤立した状況を把握します。相談の場をつくり、相談につながるように周知を図ります。	教育総務課

【教育の支援】

事業名	事業内容	担当課
① 放課後なみえこどもクラブ事業(再掲)	こどもクラブは小学1年生から6年生まで、平日は18時まで開設しており、当面の間、利用料は無料です。おやつ代と活動内容によっては自己負担があります。 放課後の子どもたちの安全な居場所を確保し、子どもたちに、学習や遊び、スポーツ等地域に根ざした多様な体験活動や地域住民との交流活動等の機会を創造します。	教育総務課
② 地域と学校の連携(再掲)	地域の専門的な知識や技術等のある方々に、学校の教育活動に協力いただき、教育活動の多様化と質の向上を図るとともに、子どもたちの社会性や勤労観・職業観の育成を図ります。 学校行事に民生委員を招待したり、地域の人との交流の場等を設けたりし、顔見知りの関係づくりを進めます。 新たにF-REIとの連携等、様々な機関との繋がりを学校づくりに反映させていきます。	教育総務課

事業名	事業内容	担当課
③ 奨学資金貸付(再掲)	高等学校・専修学校・大学等に在学し、能力があるにもかかわらず経済的な理由によって就学が困難な方に対して、教育の機会均等を図り、有能なる公民の養成の理念達成に資することを目的に奨学資金を貸し付けます。申込み状況を踏まえ内容等を検討しながら実施します。	教育総務課
④ 就学援助(再掲) ※特例事務	小学生・中学生の学用品費、新入学児童生徒学用品費等の必要な援助を行います。 町外避難者に関しては、所得等制限を設け援助を行っており、今後も要件等を検討しながら実施します。 [県内]浪江町が実施。 [県外]避難先自治体にて実施。	教育総務課

【保護者の就労支援】

事業名	事業内容	担当課
① 就労支援等広報啓発活動(再掲)	仕事を探している方、学生や既卒者、震災により被災された方等、福島県で就職を希望する方であれば誰でも利用できる無料の相談会や各種資格取得講座、合同企業面接会についての広報啓発活動を実施します。 従業員の確保が課題となっており、帰還や移住を促進するために、雇用の場をはじめ日常生活や余暇活動等を含め総合的な情報提供を行い、子育て世代等の居住促進に努めます。	産業振興課
② 企業立地促進活動(再掲)	浪江町への企業立地を促進するため、事業者へ補助金を支給することにより、魅力的な就労場所の確保に努めます。	産業振興課
③ 通常保育事業(再掲) ※特例事務	教育・保育施設において教育活動・保育活動を行います。町内のこども園の利用希望者が増加しており、受け入れ体制を確保します。 [町内]浪江にじいろこども園(7時半～18時、月～土曜日保育)で実施。 [町外]避難先の施設を利用できます。	教育総務課

事業名	事業内容	担当課
④ ファミリー・サポート・センター事業(再掲)	子育てを援助したい方と援助を受けたい方の相互援助活動の連絡及び調整を行う事業を実施します。提供会員の確保の方法等を検討しながら実施します。	教育総務課
⑤ 預かり場所の確保(再掲)	民間事業者による、教育・保育施設の確保を検討します。	教育総務課
⑥ 放課後なみえこどもクラブ事業(再掲)	こどもクラブは小学1年生から6年生まで、平日は18時まで開設しており、当面の間、利用料は無料です。おやつ代と活動内容によっては自己負担があります。 放課後のこどもたちの安全な居場所を確保し、こどもたちに、学習や遊び、スポーツ等地域に根ざした多様な体験活動や地域住民との交流活動等の機会を提供します。	教育総務課

【経済的支援】

事業名	事業内容	担当課
① 児童手当(再掲)	法に基づき、児童を養育している方に手当を支給することにより、家庭における生活の安定に寄与するとともに、次世代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上を図ります。	教育総務課
② 子ども医療費助成(再掲)	乳幼児・児童の疾病等の早期発見、早期治療の促進及び子育て世代への経済的支援を図るため、医療給付を受けた場合に支払った一部負担金の額を限度として医療費を助成します。また、入院時食事療養費定額負担分についても助成します。	教育総務課
③ 保育料助成(再掲)	認可保育所またはそれに類すると認められる認可外保育施設(託児所等)に通い、常時保育を受けている乳幼児の保護者に対し、納付した基本月額保育料を助成します。助成の在り方等について検討しながら実施します。	教育総務課
④ ひとり親家庭医療費助成(再掲)	ひとり親家庭のうち所得の低い家庭の保護者及び父母のない児童を養育する者に対し医療費の一部と補装具費を助成することにより、その健康と福祉の増進を図ります。	教育総務課

事業名	事業内容	担当課
⑤ 児童扶養手当(再掲) ※特例事務	父または母と生計を同じくしていない児童を監護または養育している者に手当を支給し、家庭生活の安定と自立促進を図ります。 [町内]浪江町で申請。 [町外]避難先自治体で申請。	教育総務課
⑥ なみえ創成小・中学校制服等支給制度(再掲)	子育て家庭の町内生活の負担を緩和し定住促進を図るため、町内在住のなみえ創成小・中学校に通学する子育て家庭へ制服等を支給します。	教育総務課
⑦ 小学校・中学校遠距離通学費助成(再掲)	遠距離通学の児童生徒の保護者の経済的負担の軽減を図るため、通学費を援助します。 ※避難先自治体から援助を受けられる場合はそちらを優先します。	教育総務課
⑧ 遠距離通学費助成(再掲)	浪江町内から県内の県立高等学校に通学する際の公共交通機関での通学費の助成を行います。また、助成の範囲の見直しについても検討します。	教育総務課

【支援体制の連携強化】

事業名	事業内容	担当課
① 要保護児童対策地域協議会(再掲)	家庭内における児童虐待防止及び早期対応等に関し、関係機関が共通の認識と理解を持ち、緊密な連携体制を構築することにより、虐待等を受けた児童の早期発見と対応及びその家族に適切な支援を行います。	教育総務課
② スクールソーシャルワーカーによる相談支援(再掲)	スクールカウンセラー等を配置し、児童生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、児童生徒の心のケア、教職員・保護者等への助言・援助、関係機関との連携調整等の対応にあたります。	教育総務課
③ 虐待予防の啓発(再掲)	地域住民等に対し、虐待予防の対応等について、広報等を利用し周知を行い、虐待の予防・早期発見に努めます。	教育総務課
④ 民生委員の訪問(再掲)	民生児童委員が訪問し相談を受け、必要な制度へつなぐ等、町と連携し支援を行います。	介護福祉課

ライフステージ別施策表

こどもの誕生前から幼児期	学童期・思春期	青年期・子育て世代
<ul style="list-style-type: none"> ○こどもの権利擁護とこどもまんなか地域づくりの推進 ○こどもの個性と創造性を育む環境整備 ○こどもと家族の健康支援 ○こどもの生きる力の育成支援 ○食育の推進 ○放射線対策 ○安全な妊娠・出産の支援 ○こども家庭センターを中心とした相談支援体制の充実 ○多様な保育サービスの充実と質の向上 ○経済的支援の推進 ○地域の子育て支援の推進 ○安全な生活環境の整備 ○こどもの居場所づくりの推進 ○児童虐待防止体制の強化 ○療育支援・障がい児支援の推進 ○ひとり親家庭の自立支援 ○こどもの貧困解消対策の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ○こどもの権利擁護とこどもまんなか地域づくりの推進 ○多様な交流体験機会の拡充 ○魅力ある学校教育の推進 ○こどもの個性と創造性を育む環境整備 ○こどもと家族の健康支援 ○こどもの生きる力の育成支援 ○食育の推進 ○放射線対策 ○こども家庭センターを中心とした相談支援体制の充実 ○多様な保育サービスの充実と質の向上 ○経済的支援の推進 ○地域の子育て支援の推進 ○安全な生活環境の整備 ○こどもの居場所づくりの推進 ○学校生活等で困難を抱えるこどもの支援 ○児童虐待防止体制の強化 ○療育支援・障がい児支援の推進 ○ひとり親家庭の自立支援 ○こどもの貧困解消対策の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ○こどもの権利擁護とこどもまんなか地域づくりの推進 ○多様な交流体験機会の拡充 ○食育の推進 ○放射線対策 ○こども家庭センターを中心とした相談支援体制の充実 ○多様な保育サービスの充実と質の向上 ○経済的支援の推進 ○地域の子育て支援の推進 ○家庭生活と職業生活の両立支援 ○家庭の子育て力の向上支援 ○安全な生活環境の整備 ○児童虐待防止体制の強化 ○療育支援・障がい児支援の推進 ○ひとり親家庭の自立支援 ○こどもの貧困解消対策の推進

第5章 第3期子ども・子育て支援事業計画

1. 子ども・子育て支援事業計画の概要

子ども・子育て支援制度による事業は、大きく「子ども・子育て支援給付」と「地域子ども・子育て支援事業」の2つに分かれます。本章では、これらの事業の需要量の見込みや、その確保の方策について定めます。

子ども・子育て支援制度では、保護者の申請を受けた市区町村が、未就学児童・小学生の年齢や保育の必要性の状況を鑑みて、次の3区分にそれぞれ認定し、教育・保育を提供することとなります。

認定区分	児童年齢	認定内容	利用できる施設	利用時間
1号認定	満3歳以上	教育標準時間認定 (教育を希望する場合)	幼稚園または 認定こども園	4時間
2号認定	満3歳以上	保育認定 (保育の必要な事由に該当し、保育 所等での保育を希望する場合)	保育所または 認定こども園	8～11 時間
3号認定	0～2歳	保育認定 (保育の必要な事由に該当し、保育 所等での保育を希望する場合)	保育所または 認定こども園	8～11 時間

2. 教育・保育の提供区域の設定

子ども・子育て支援法では、市町村が、地理的条件、人口、交通事情等の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況、その他の条件を総合的に勘案して教育・保育提供区域を設定し、その区域ごとに需要量の見込みやその確保策を定めることとされています。

本町では、現在の教育・保育の利用状況、幼児期の教育と小学校教育との連携・接続等を総合的に勘案し、町内全域を1区域と設定します。

なお、以下の見込み量・確保策については、推計人口や各事業の実績、令和5年度に実施した子育て支援に関するニーズ調査の結果等を踏まえ算出しています。

3. 子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制

(1) 教育・保育施設等

①事業の概要

施設型給付とは、認可保育所、認定こども園、幼稚園を通じた共通の給付を指します。保育所、認定こども園、幼稚園は「教育・保育施設」といわれ、市町村の確認を受けた施設を「特定教育・保育施設」と呼びます。

また、地域型保育給付に該当するサービスは、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育が該当し、町が認可して0～2歳の3号認定者を対象に実施します。

施設型給付

施設区分	内容	年齢	利用できる保護者
幼稚園	・小学校以降の教育の基礎をつくるための、幼児期の教育を行う施設	3～5歳	・制限無し
保育所	・就労等のため、家庭で保育できない保護者に代わって「保育する施設」	0～5歳	・共働き世帯等、家庭で保育のできない保護者
認定こども園	・幼稚園と保育所の機能や特長をあわせ持ち、地域の子育て支援も行う施設	0～5歳	・保護者の就労状況に関わりなく、すべてのこどもが教育・保育を一緒に受ける ・保護者の就労状況が変わっても継続して利用可能 (注)0～2歳児については、保育所と同じ要件となります。

地域型保育給付

事業名	対象児童年齢	事業の内容
小規模保育	0～2歳	・少人数(6～19人)を対象に、家庭に近い雰囲気のもと、きめ細かな保育を行います。
家庭的保育	0～2歳	・保育者の居宅等、家庭的な雰囲気のもとで、少人数(定員5人以下)を対象に、きめ細かな保育を行います(保育ママ等)。
居宅訪問型保育	0～2歳	・個別のケアが必要な場合(障がい・疾患等)や、保育等の施設がない地域で保育を維持する必要がある場合等に、保護者の自宅に保育士が訪問し、保育を行います(ベビー・シッター)。
事業所内保育	0～2歳	・会社や事業所の保育施設等で、従業員のこどもと地域のこどもを一緒に保育します。

②計画期間中の見込み量・確保策

計画期間中の見込み量・確保策

(実人/月)		第3期計画期間				
		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①利用者推計総数 (量の見込み)		228	219	212	204	217
1号認定		38	34	32	31	34
2号認定	計	135	120	113	109	119
	教育ニーズ	12	11	10	10	11
	その他	123	109	103	99	108
3号認定	計	55	65	67	64	64
	1・2歳	45	55	58	55	54
	0歳	10	10	9	9	10
②確保策		228	219	212	204	217
1号認定	特定教育・保育施設	38	34	32	31	34
	確認を受けない 幼稚園	0	0	0	0	0
	幼稚園及び 預かり保育 (長時間・通年)	0	0	0	0	0
2号認定	保育所	123	109	103	99	108
	幼稚園及び 預かり保育 (長時間・通年)	12	11	10	10	11
3号認定 (1・2歳児)	特定教育・保育施設	45	55	58	55	54
	地域型保育	0	0	0	0	0
	認可外保育施設	0	0	0	0	0
3号認定 (0歳児)	特定教育・保育施設	10	10	9	9	10
	地域型保育	0	0	0	0	0
	認可外保育施設	0	0	0	0	0

(2) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制

①事業の概要

地域子ども・子育て支援事業とは、地域のこども・子育て家庭を対象とする事業で、市町村が地域の実情に応じて実施するものです。新規に導入された事業を加え、19の事業があります。

	事業名	内容
1	利用者支援事業	こどもとその保護者、または妊娠している方の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。
2	地域子育て支援拠点事業 (地域子育て支援センター)	公共施設や保育所(園)等の地域の身近な場所で、子育て中の親子が相互の交流を行う場所を開設し、育児相談、情報提供、援助を行う事業です。
3	一時預かり事業	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。
4	乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。
5	養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。
6	ファミリー・サポート・センター事業	児童の預かり等の援助を希望する者(利用会員)と、援助を行うことを希望する者(提供会員)との相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業(ファミリー・サポート・センター事業)です。
7	子育て短期支援事業 (ショートステイ)	保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。
8	時間外(延長)保育事業	保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等で保育を実施する事業です。
9	病児・病後児保育事業	児童が発熱等で急に病気になった場合、病院・保育所(園)等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育する事業及び保育中に体調不良となった児童を保育所(園)の医務室等で看護師等が緊急的な対応等を行う事業です。
10	放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を設け、その健全な育成を図る事業です。

	事業名	内容
11	妊婦健康診査	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。
12	実費徴収に係る補足給付を行う事業	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。
13	多様な事業者の参入促進・能力活用事業	多様な事業者の新規参入を支援するほか、特別な支援が必要な子どもを受け入れる認定こども園の設置者に対して、必要な費用の一部を補助する事業です。
14	子育て家庭訪問支援事業【新規】	訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ事業です。
15	児童育成支援拠点事業【新規】	養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない概ね18歳未満の児童等に対して、居場所となる場を開設し、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、子ども及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の子どもの状況に応じた支援を行う事業です。
16	親子関係形成支援事業【新規】	18歳未満の児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施する事業です。
17	妊婦等包括相談支援事業【新規】	妊婦等に対して面談等により、妊婦等の心身の状況、その置かれている環境等の把握を行うほか、母子保健や子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行う事業です。
18	乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）【新規】	保育所等において、満3歳未満の未就園児に適切な遊び及び生活の場を設けるとともに、当該乳児または幼児及びその保護者の心身の状況及び養育環境を把握するための当該保護者との面談並びに当該保護者に対する子育てについての情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。
19	産後ケア事業【新規】	出産後1年以内の母子に対して、助産師等の専門職が心身のケアや育児サポート等の支援を行う事業です。

②計画期間中の見込み量・確保策

	事業名	事業 範囲	見込み量				
			令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
1	利用者支援事業(か所)	町内	1	1	1	1	1
	地域子育て相談機関(か所)	町内	2	2	2	2	2
2	地域子育て支援拠点事業 (地域子育て支援センター) (人日)	町内	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
3	一時預かり 事業 (人日)	幼稚園児の 預かり保育	6	6	6	6	6
		その他	384	384	384	384	384
4	乳児家庭全戸訪問事業 (人)	県内	50	48	47	47	44
5	養育支援訪問事業(人回)	県内	4	4	4	4	4
6	ファミリー・サポート・センター 事業(人日)	町内	17	20	20	20	20
7	子育て短期支援事業 (ショートステイ)(人日)	町内	0	0	0	0	0
8	時間外(延長)保育事業 (人)	町内	8	8	8	8	8
9	病児・病後児保育事業 (人日)	町内	18	18	18	18	18
10	放課後児童 健全育成事 業(放課後児 童クラブ) (人日)	1年生	12	12	10	13	7
		2年生	11	12	12	10	13
		3年生	8	11	12	12	10
		4年生	6	8	11	12	12
		5年生	10	6	8	11	12
		6年生	7	10	6	8	11
		合計	54	59	59	66	65
11	妊婦健康診査(人回)	県内	750	720	705	705	660
12	実費徴収に係る補足給付を行 う事業	町内	町内分については実施を検討				
13	多様な事業者の参入促進・能 力活用事業	町内	町内分については実施を検討				
14	子育て家庭訪問支援事業 (人日)	県内	65	65	65	65	65
15	児童育成支援拠点事業 (人)	町内	294	336	294	210	210
16	親子関係形成支援事業 (人)	町内	0	0	0	0	0
17	妊婦等包括相談支援事業 (回)	県内	100	96	94	94	88
18	乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園制度) (人日)	町内	0	3	3	3	3
19	産後ケア事業(人)	県内	4	4	4	4	4

(3) 教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保

【子ども・子育て支援法第61条第2項第3号関係】

質の高い幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援の役割及び推進方策、幼保小連携の取組の推進、0～2歳に係る取組と3～5歳に係る取組の連携に関することを記載することが求められています。

町としては、誰でも通園制度等の教育・保育体制、放課後のこどもの居場所等の充実を目指します。

①教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の必要性等に係る基本的考え方及びその推進方策

就学前の乳幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う時期であり、生活環境も人が大きく成長する上で非常に重要な意味を持っていることから、教育・保育については、基本的な生活習慣や豊かな情操教育の場として重要な役割を果たしています。

このことから、質の高い幼児期の教育・保育の充実を図るため、さらなる教育・保育環境の整備と指導体制の充実を図ります。

また、地域子ども・子育て支援事業についても、家庭で子育てをしている親子を含めたすべての家庭を対象に、こどもの成長に応じた子育て支援策の充実や安心してこどもを産み、育てることのできる子育て環境の整備を進めていきます。

②地域で教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者との連携

地域における教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者への情報提供や連携を図ります。

③認定こども園と小学校等との連携の推進方策

幼児期の教育・保育と小学校教育（義務教育）との円滑な接続（保幼小連携）の取組の推進については、それぞれが幼児期から児童期への発達の流れを理解し、互いの教育内容や指導方法の違い・共通点について理解を深める必要があります。定期的・継続的に関係者の共通理解を図るため、認定こども園と小学校との連携を推進します。

特に、障がいのあるこどもや配慮の必要なこどもが必要な支援や合理的配慮等、切れ目なく支援を受けることができるよう、連携を図ります。

第6章 計画の推進に向けて

1. 地域全体での子育て支援・こどもの育成支援

本計画を推進するにあたっては、家族・地域・関係する団体・組織・行政が連携を図りながら、各自の役割を果たすことが求められます。

基本方針に基づき、浪江町が地域全体で一丸となって様々な場面で子育てを後押しできるよう、確実に計画を推進していきます。

2. 計画の実施状況について

本計画は5年を計画期間としています。しかし、5年の間に町の復興状況や地域を取り巻く環境等の変化も考えられることから、必要に応じて実施状況の点検・検討を行う必要があります。計画年度内に提供予定がないサービスでも、利用者の要望や需要等を勘案して、追加・変更を行う等の措置を講ずる可能性があります。

3. 社会・経済情勢や財政状況への的確かつ柔軟な対応

本計画の基本目標の達成に向けた各種事業の実施にあたっては、本町の財政状況を踏まえつつ、今後の社会・経済情勢や国の動向の変化に柔軟に対応しながら、可能な限り着実に推進するよう努めます。本計画の事業の目標は、住民ニーズの変化や、国による新たな施策等にも適切に対応するよう適宜見直しを行います。

4. 計画の進行管理について

庁内連携体制における連絡・協議のもとに、各分野の施策・事業の進捗状況を検討・評価し、計画の着実な実施を管理します。

1. 浪江町こども計画策定委員会設置要綱

○浪江町こども計画策定委員会設置要綱

(令和6年8月1日告示第162号)

(設置)

第1条 こども基本法(令和4年法律第77号)第10条第2項の規定に基づき、浪江町こども計画(以下「こども計画」という。)の策定について審議するため、浪江町こども計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について調査及び審議を行う。

- (1) こども計画の策定及び変更に関すること。
- (2) こども計画の推進に関すること。
- (3) その他こども計画に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、教育、保健、医療及び福祉の各分野、関係専門機関等を中心に、概ね10人程度で構成し、町長が委嘱する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、第2条に規定する調査及び審議の終了までとする。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。
- 3 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会長は、必要に応じ関係者の出席を求め、説明又は意見を聴取することができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育総務課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。
- 2 この要綱の施行後最初に開催される委員会の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、長が召集する。

2. 委員名簿

役職	氏名	備考
会長		
副会長		
委員		

3. 策定経過

実施年月日	実施内容
令和6年3月13日 ～3月25日	子ども・子育てに関するアンケート調査
令和6年9月4日	第1回浪江町こども計画策定委員会 (1)浪江町こども計画について(概要説明等) (2)その他
令和6年12月3日	第2回浪江町こども計画策定委員会 (1)浪江町こども計画について(骨子案協議等) (2)その他
令和7年3月4日	第3回浪江町こども計画策定委員会 (1)浪江町こども計画について(計画素案協議等) (2)その他

浪江町こども計画

発行日：令和7年3月

発行：浪江町教育委員会

住所：〒979-1592

福島県双葉郡浪江町大字幾世橋字六反田 7 番地 2

T E L : 0240-34-0252

F A X : 0240-34-3659